

見える化改革報告書

「資源循環・廃棄物対策」

平成30年11月19日

環 境 局

「資源循環・廃棄物対策」報告書要旨

「見える化」分析の要旨

都における資源循環・廃棄物対策の現状

- 1 最終処分量の現状** 【目標】2020年度 14%削減（2012年度比） 2030年度 25%削減（2012年度比）
【現状】2015年度 21%削減（2012年度比）
- 2 一般廃棄物処理の現状**
 - ・ 地域別にみると区部では事業系の持込ごみが、多摩地域よりも多い。
 - ・ 可燃ごみ中、紙ごみ、生ごみ類、プラスチック類の比率が高い。
- 3 産業廃棄物処理の現状**

排出量は横ばいとなっており、最終処分量も下げ止まり。
大部分は上下水汚泥であるが、建設泥土も大きな割合を占める。
- 4 実施体制** 資源循環・廃棄物対策における組織・予算を整理、分析

全体の事業のうち、「食品ロスの削減」「使い捨て型ライフスタイルの見直し」「建設工事におけるエコマテリアルの利用促進」「リサイクルの推進・最終処分場の延命化」について分析

【食品ロスの削減】

可燃ごみの中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点から取組を推進していくことが必要である。

【使い捨て型ライフスタイルの見直し】

「もったいない」をライフスタイルに定着させる第一歩として、レジ袋の無償配布ゼロを目指していくことを目標としている。さらに、必要性の低い、使い捨てプラスチックを大幅に削減していく方策についても検討していく。

【建設工事におけるエコマテリアルの利用促進】

建設泥土について、不透明な処理・リサイクルが行われている懸念があるなかで、今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれているため、リサイクルを促進していくことが課題である。

【リサイクルの推進・最終処分場の延命化】

都が管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場の最終処分場が、東京港内での最後の処分場であることから、区部におけるリサイクルを促進し、埋立処分量を削減していくことが必要である。

「資源循環・廃棄物対策」報告書要旨

今後の取組の方向性

分析した課題について、今後の取組の方向性を整理

【食品ロスの削減】

○食品ロス削減に向けた東京方式の確立

東京都食品ロス削減パートナーシップ会議において、削減に向けた議論を行い、2030年までに食品ロス半減を目指していく。

○キャンペーンの展開

イベントへの出展などによる普及啓発キャンペーンを展開し、都民の消費行動の変革を促していく。

【使い捨て型ライフスタイルの見直し】

○レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成

- ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施
- ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施

○使い捨てプラスチック対策の推進

○大規模イベントなどでリユースカップ利用を促進

【建設工事におけるエコマテリアルの利用促進】

○都関連工事における利用促進

適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、適正処理を行った上で、建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で品質管理を厳格に行い、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促していく。

【リサイクルの推進・最終処分場の延命化】

○リサイクルの更なる推進

容器包装リサイクルや小型家電リサイクルなどリサイクルの取組を更に推進していく。

○オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進

雑紙の回収等の紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルについて意識向上に努めていく。

○焼却灰のリサイクル促進

一般廃棄物の焼却灰のセメント原料化を推進し、エコセメントを使用したコンクリート製品等の利用促進を行っていく。

はじめに

東京都は、これまでも廃棄物の減量や再使用・再生利用、いわゆる3R施策を中心とする我が国の循環型社会づくりに積極的な役割を果たしてきた。

さらに、今後は、資源を大量に消費する世界の大都市として、天然資源の採取の段階にまで配慮した持続可能な資源利用に、積極的に取り組んでいかななくてはならない。

現在、世界では、サプライ・チェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた様々な取組が注目されている。2015年9月には、国連総会で2030年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「目標12」として、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられた。そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などについて先進国が率先して取り組むことがうたわれている。

一方で、今後、新しい最終処分場を確保することは、都内だけでなく、その周辺においても困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題となっているところである。

そこで東京都では、2016年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、目指すべき姿として、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を掲げ、施策を展開している。

そこで、「見える化改革」では、都の資源循環・廃棄物対策の現状と都の施策の取組状況を分析し、何が課題なのかを明らかにするとともに、今後の都の取組の方向性について、整理を行った。

目 次

第1章 都における資源循環・廃棄物対策の現状	5	第2章 都の取組の点検・評価	24
1 廃棄物処理の現状	7	1 食品ロス	27
(1)最終処分の現状	7	2 使い捨て型ライフスタイルの見直し	34
(2)一般廃棄物処理の現状	10	3 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	43
(3)産業廃棄物処理の現状	15	4 リサイクルの推進・最終処分場の延命化	49
2 実施体制	18	第3章 今後の取組	60
		1 課題のまとめ	60
		2 取組の方向性	62
		参考資料	69

第1章 都における資源循環・廃棄物 対策の現状

第1章の概要

■東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿

東京都資源循環・廃棄物処理計画において、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、目指すべき姿として、ライフスタイル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を掲げている。

■東京都資源循環・廃棄物処理における目標及び廃棄物処理の現状

【最終処分の目標】

＜最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）＞

目標(2012年度比)：(2020年度)14%削減 (2030年度)25%削減

【一般廃棄物処理の現状】

＜一般廃棄物の再生利用率＞

目標：(2020年度) 27% (2030年度) 37%

最終処分されている一般廃棄物の量は近年下げ止まり。大部分は区部から排出されている。

【産業廃棄物処理の現状】

産業廃棄物の排出量は横ばいで推移

■廃棄物処理における役割分担

【一般廃棄物】

基本的に区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬・中間処理・最終処分を行っている。

【産業廃棄物】

産業廃棄物の処理については、その排出事業者には責任がある。

■施策体系・予算・人員

- 資源循環・廃棄物対策は、「資源ロスの削減」、「エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及促進」、「廃棄物の循環的利用の更なる促進」、「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」、「健全で信頼される静脈ビジネスの発展」及び「災害廃棄物対策」に分類される。
- 各施策を実施するにあたり、2017年度予算99億円・人員114人を配分、監理団体である東京都環境公社等と連携しながら事業を展開している。

第1章 都における資源循環・廃棄物 対策の現状

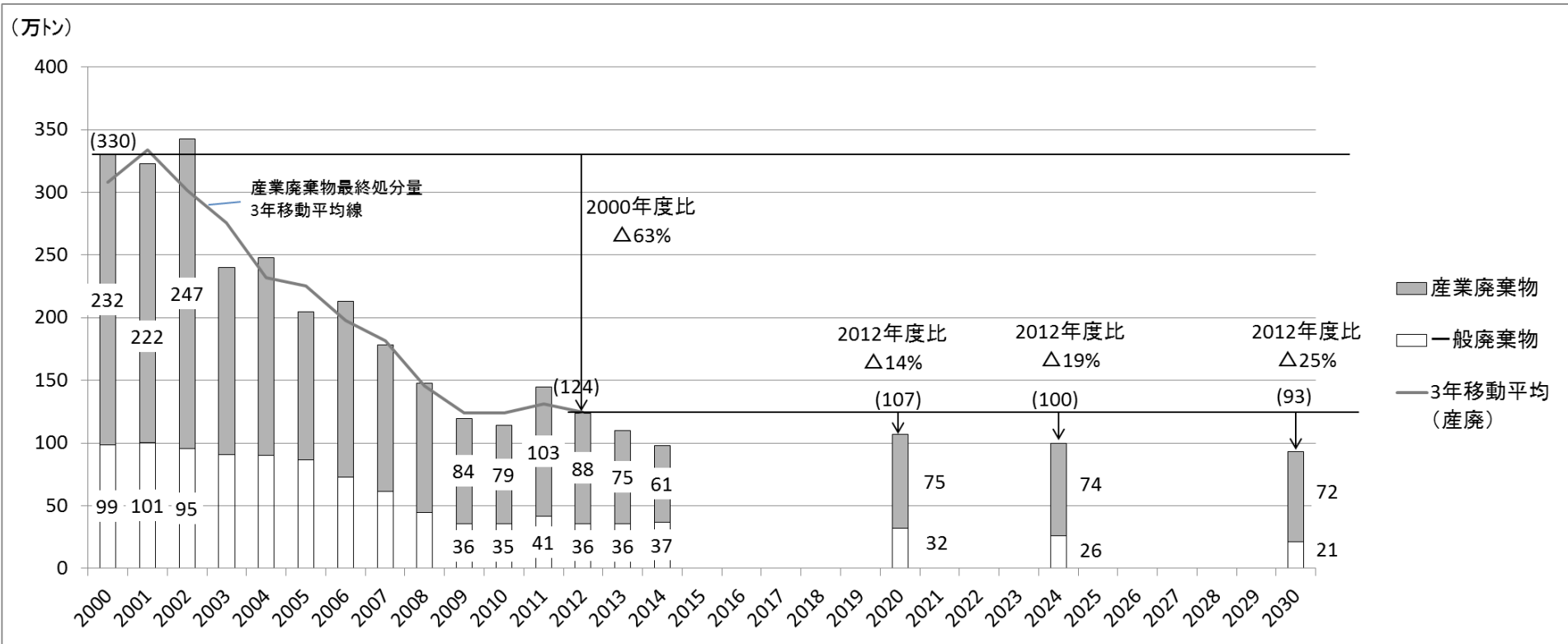
1 廃棄物処理の現状

(1) 最終処分の現状

最終処分量の推移

2016年3月に策定した『東京都資源循環・廃棄物処理計画』において、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指す計画目標として、2020年度に2012年度比で14%削減、2030年度に2012年度比25パーセント削減を定めている。

2015年度実績では、最終処分量21%減となっており、削減が進んでいるものの、目標達成には更なる取組が必要となっている。また、産業廃棄物・一般廃棄物別にみると、目標達成に向けて一般廃棄物の処分量削減が課題となっている。

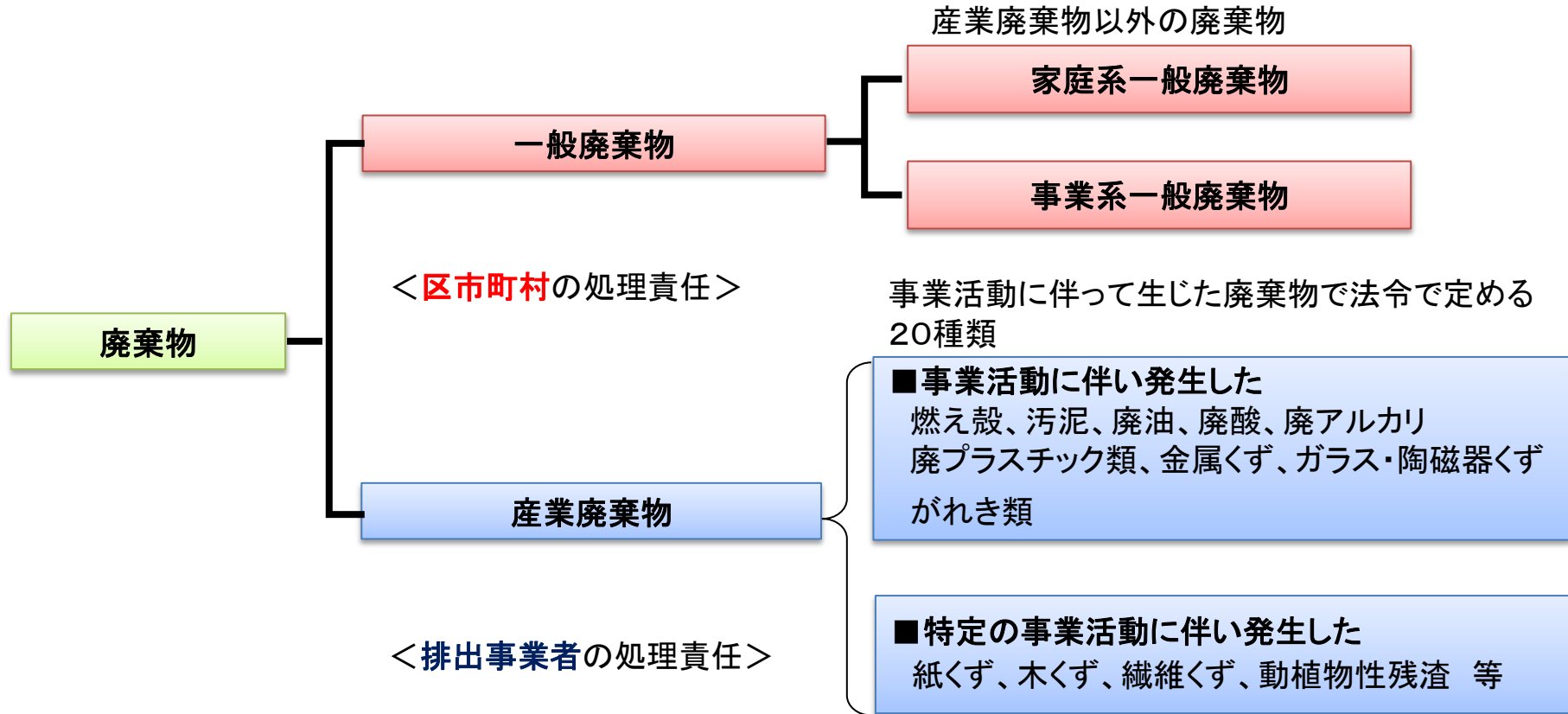


出典:『東京都資源循環・廃棄物処理計画』

廃棄物の分類

廃棄物は、『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に大きく分けられる。『産業廃棄物』は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が『一般廃棄物』とされている。

『一般廃棄物』は区市町村が処理について責任を持ち、『産業廃棄物』は排出事業者が自ら処理することが原則である。



※PCB、石綿、感染性廃棄物、爆発物等の一部の廃棄物は、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とされ、厳重な管理が義務づけられている。

一般廃棄物、産業廃棄物の現状を分析していく。

第1章 都における資源循環・廃棄物 対策の現状

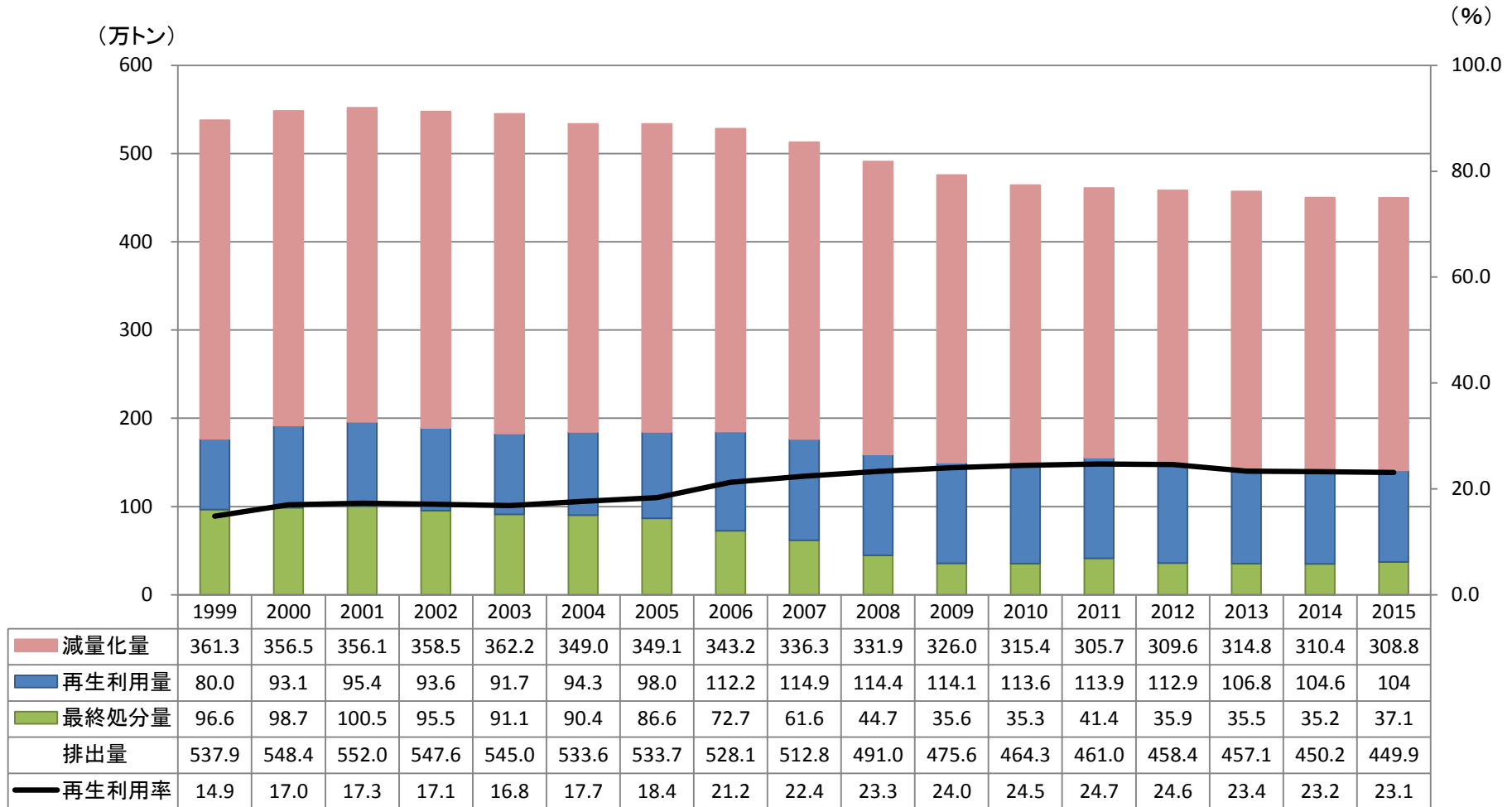
1 廃棄物処理の現状

(2) 一般廃棄物処理の現状

一般廃棄物処分方法別推移

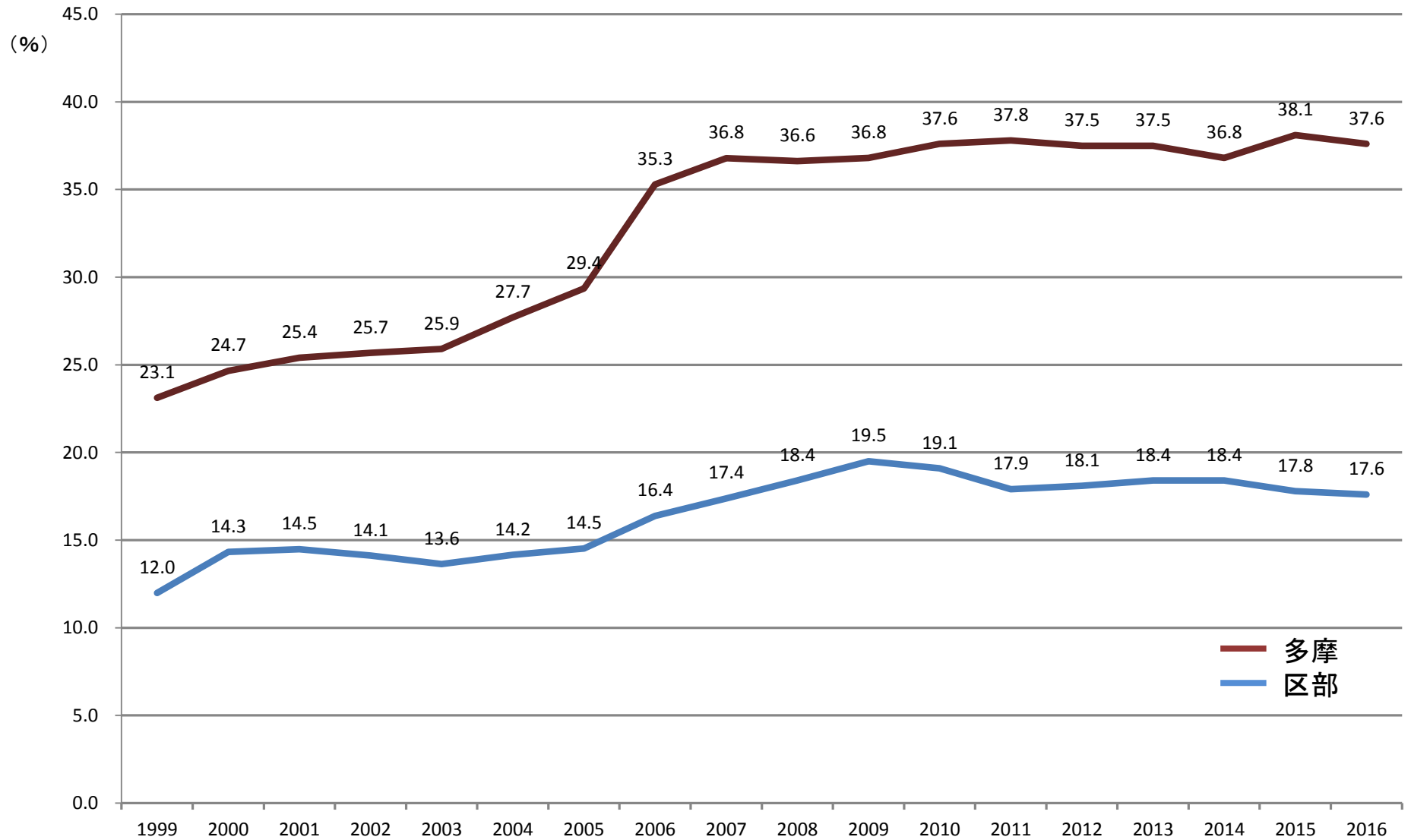
最終処分量の削減には、再生利用率の向上が不可欠である。

一般廃棄物の再生利用率の目標として、2020年度に27%、2030年度に37%(2012年度比)まで向上させることを掲げているが、横ばい傾向となっている。



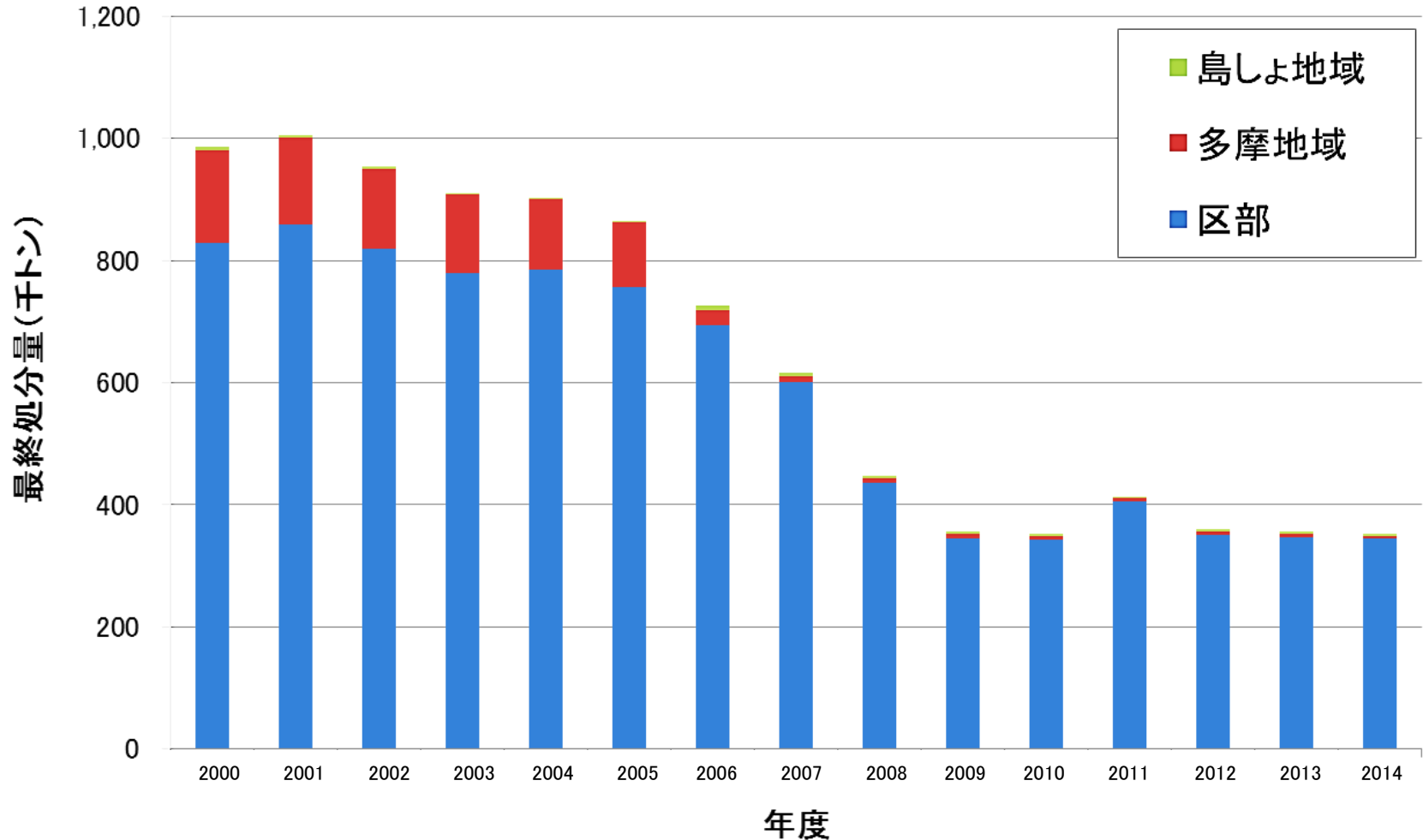
都内における一般廃棄物の区部・多摩別 再生利用率の推移

都内における一般廃棄物の地域別再生利用率の推移をみると、多摩地域の再生利用率が比較的高く推移している。



都内における一般廃棄物最終処分量の推移

最終処分されている一般廃棄物の量は減少傾向となっているが、近年は下げ止まっている。
地域別にみると大部分が区部から排出されていることがわかる。



埋立処分量の内訳と清掃工場に搬入された一般廃棄物の内訳

埋立処分されている廃棄物の内訳をみると、可燃ごみ(燃え殻)が半分以上を占めている。

清掃工場に搬入されたごみについては紙類45%、生ごみ類22%、プラスチック類18%が大きな割合を占めている。

図1 2016年度 埋立処分量 内訳

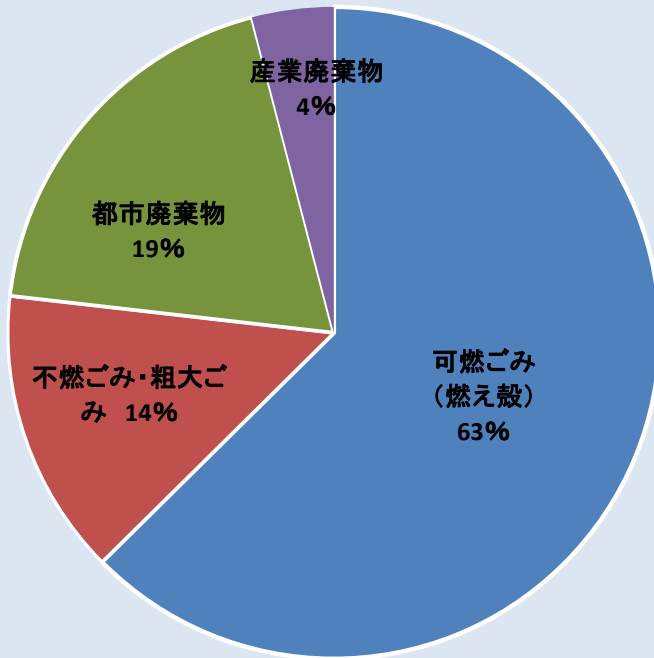


図2 2016年 清掃工場に搬入されたごみ 内訳

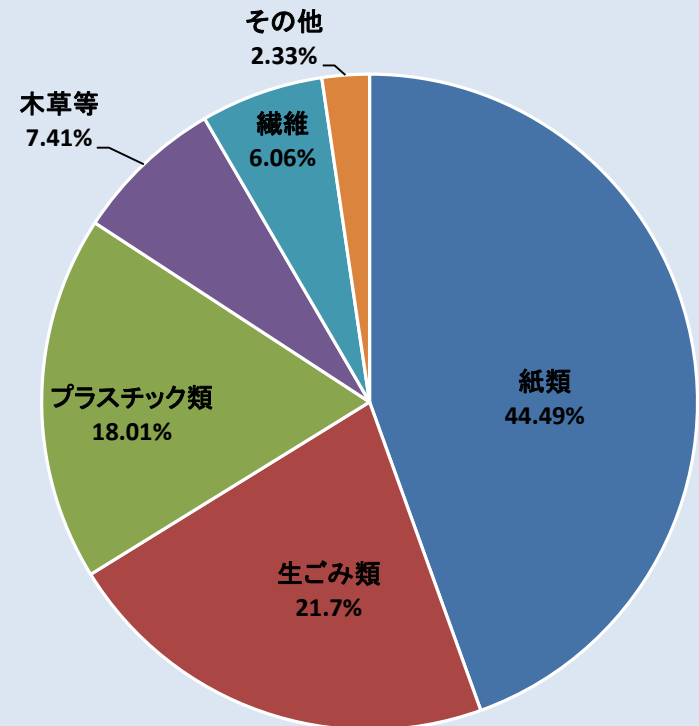


図1: 環境局HP 埋立処分量推移をもとに作成

図2: 清掃工場等ごみ性状調査報告書をもとに作成

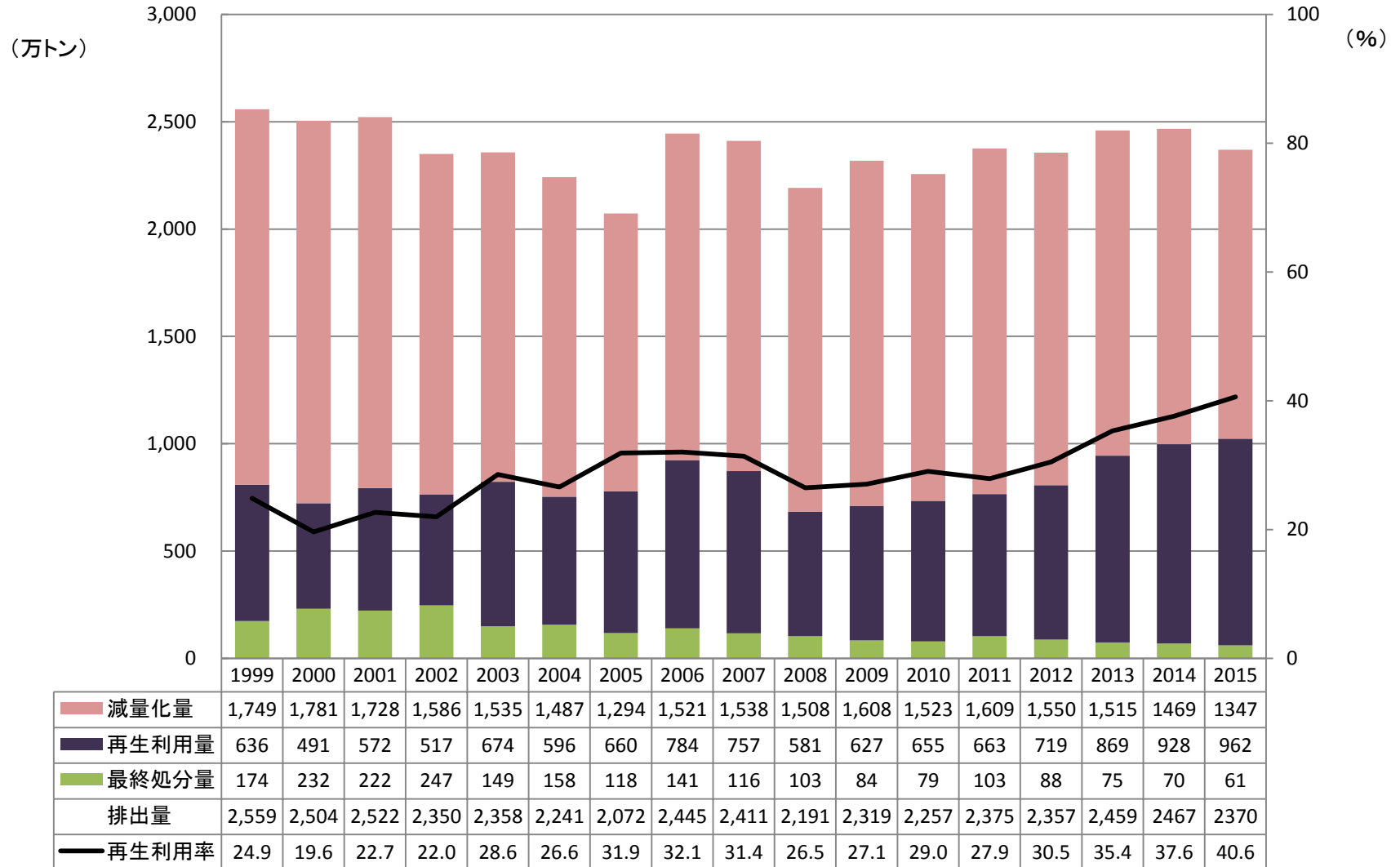
第1章 都における資源循環・廃棄物 対策の現状

1 廃棄物処理の現状

(3) 産業廃棄物処理の現状

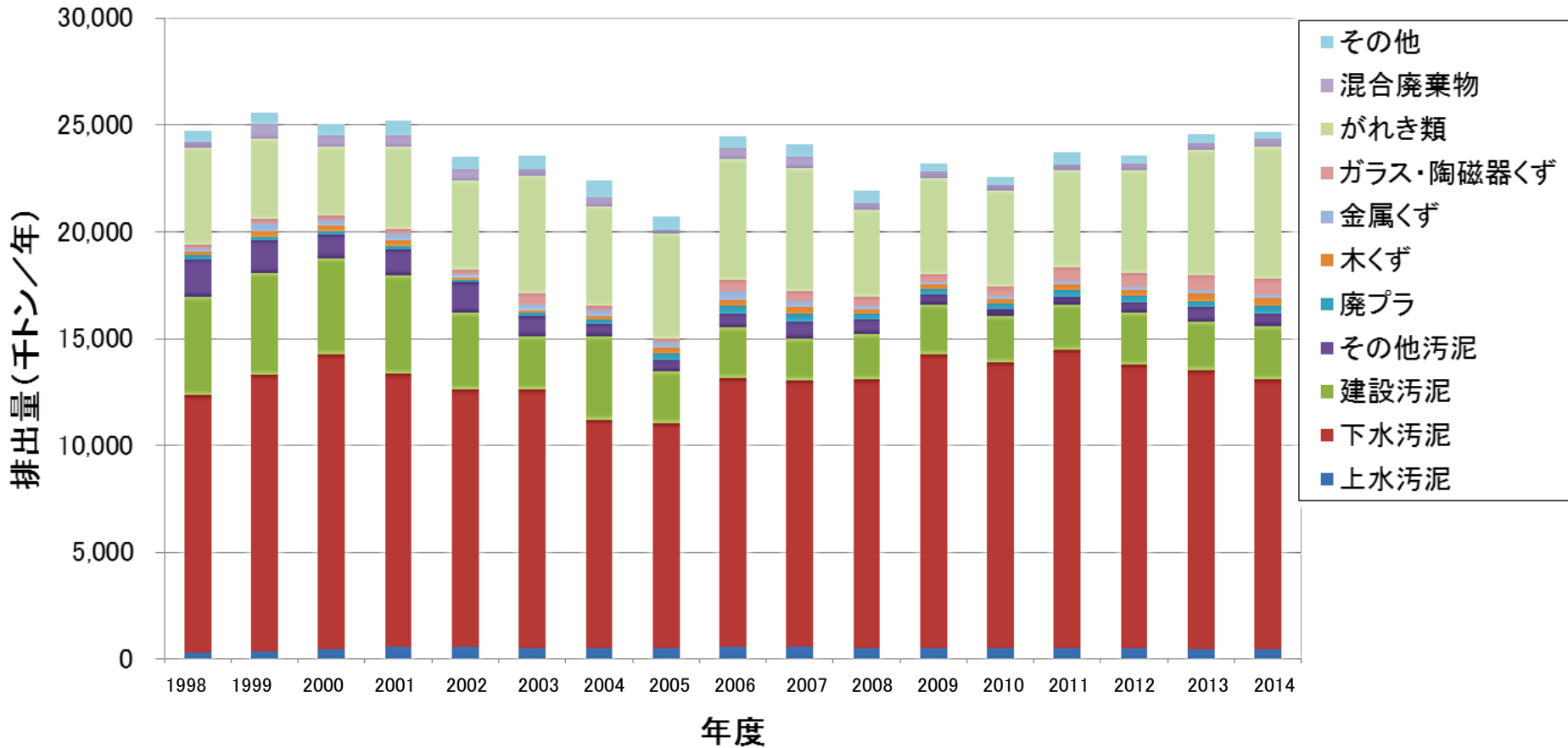
産業廃棄物処分方法別推移

都内の産業廃棄物の排出量は横ばいとなっているが、処分方法別にみると、再生利用量の割合が増加傾向となっている。



産業廃棄物の排出量推移

都内の産業廃棄物の排出量は横ばいで推移しており、下水汚泥、がれき類、建設汚泥が大きな割合で排出されている。



第1章 都における資源循環・廃棄物 対策の現状

2 実施体制

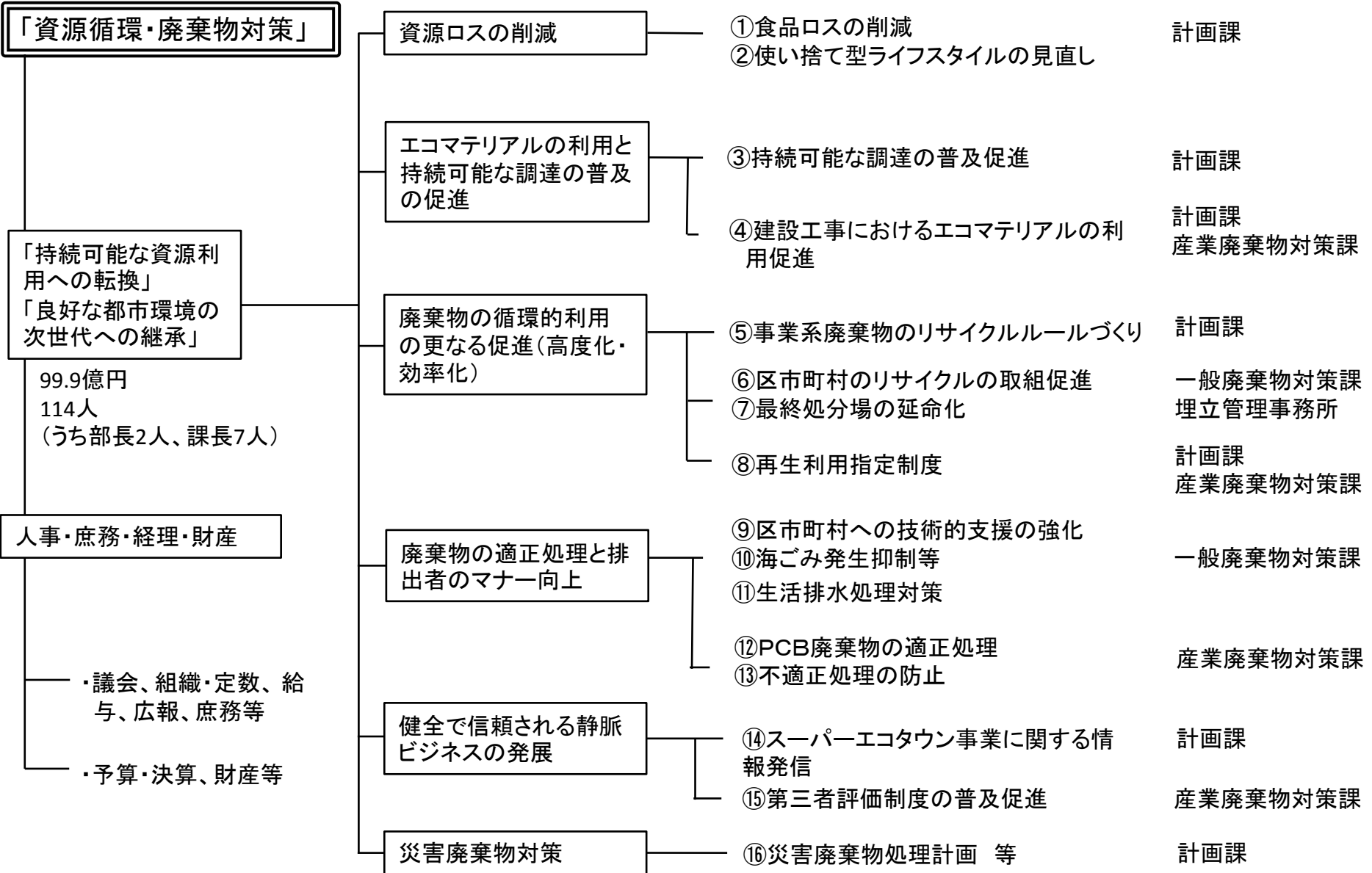
事業の全体像(廃棄物処理のなかでの整理)

資源循環推進部の事業が、資源循環・廃棄物処理の全体像のなかで、どこに位置づけられるのかを整理

資源循環・ 廃棄物処理				
		予防 (ごみの減量・リサイクル)	収集・運搬	処分
一般廃棄物	家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ①食品ロスの削減 ②使い捨て型ライフスタイルの見直し ⑥区市町村のリサイクルの取組促進 ⑧再生利用指定制度 ⑩海ごみ発生抑制等 ⑯災害廃棄物処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧再生利用指定制度 ⑯災害廃棄物処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥区市町村のリサイクルの取組促進 ⑦最終処分場の延命化 ⑧再生利用指定制度 ⑨区市町村への技術的支援の強化 ⑪生活排水処理対策 ⑯災害廃棄物処理計画等
	事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ①食品ロス削減 ②使い捨て型ライフスタイルの見直し ③持続可能な調達の普及促進 ④建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ⑤事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ⑧再生利用指定制度 ⑯災害廃棄物処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤事業系廃棄物のリサイクルルールづくり ⑧再生利用指定制度 ⑯災害廃棄物処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧再生利用指定制度 ⑨区市町村への技術的支援の強化 ⑪生活排水処理対策 ⑯災害廃棄物処理計画等
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ③持続可能な調達の普及促進 ④建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ⑧再生利用指定制度 ⑬不適正処理の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧再生利用指定制度 ⑫PCB廃棄物の適正処理 ⑮第三者評価制度の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧再生利用指定制度 ⑫PCB廃棄物の適正処理 ⑭スーパーエコタウン事業に関する情報発信 ⑮第三者評価制度の普及促進

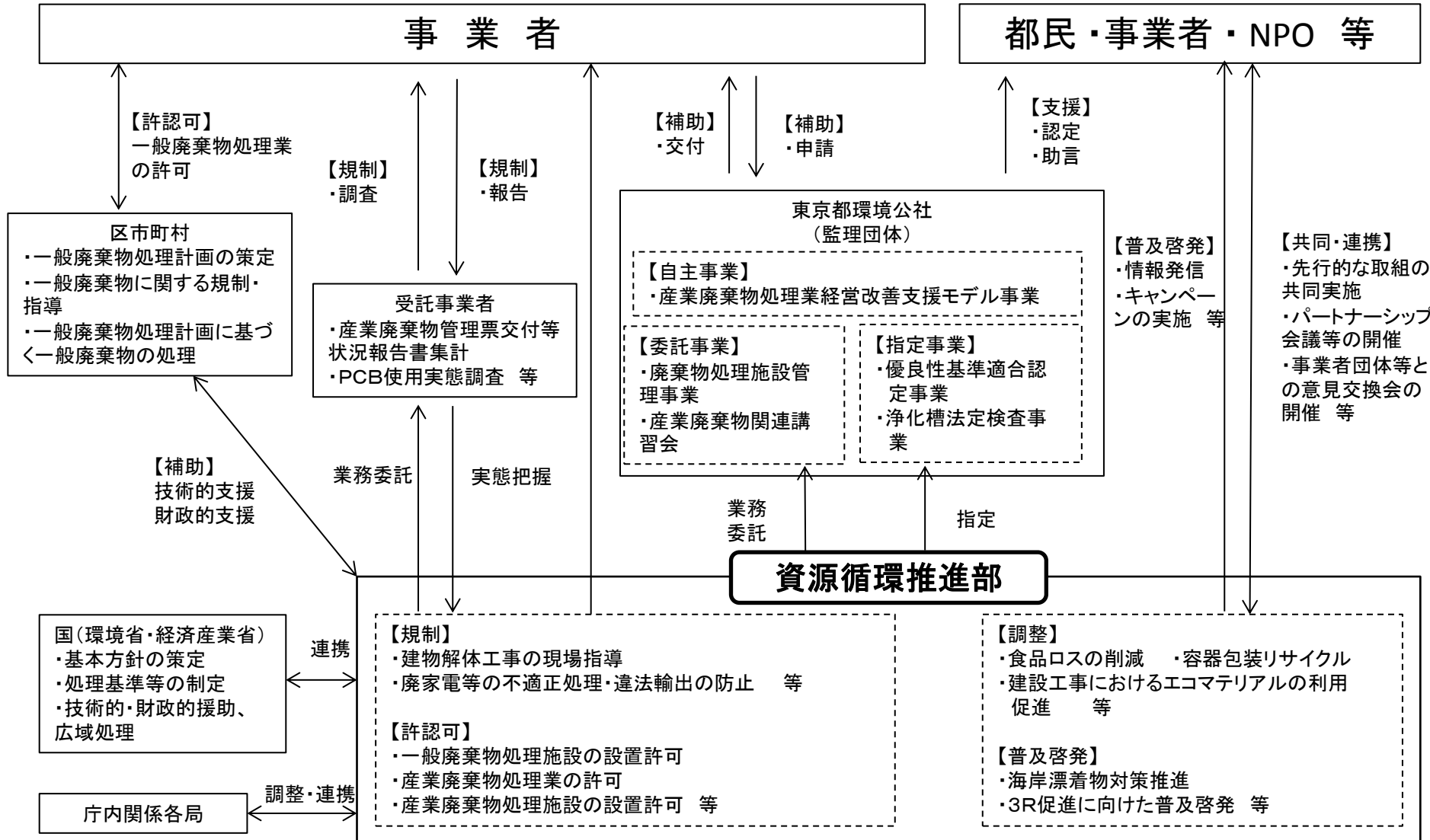
体制(①組織・人員)

以下の組織構成で事業を執行している。



体制(②組織・人員)

○多様な関係機関と連携・調整し、各種事業を実施している。



予算の推移

各施策を実施するに当たり、経費を次のように配分している。

(単位:億円)

	施策	明細	所管課	2014	2015	2016	2017	2018
資源循環・廃棄物対策	資源ロスの削減	食品ロス・食品廃棄物対策の推進	計画課	0.03	0	0	1.05	1.25
		レジ袋対策	計画課	0	0	0	0.35	0.17
	エコマテリアルの利用と持続可能な調達 の普及促進	小型家電回収促進事業	計画課	0.02	0	0	0.3	0
	廃棄物の循環的利用の更なる 促進	資源循環のしくみづくり(リサイクル促進に係る普及啓発事業等)・新たなスタイルによる公共空間の美化	計画課	0.12	0.13	0.51	0.21	0.10
		「再生砕石」基準評価委託	産廃課	0	0	0	0.11	0.11
		使用済物品の3R支援の仕組みの検討	計画課	0	0	0	0.19	0.09
		資源循環施策の新たな展開(モデル事業)	計画課	0	0.9	0.92	0.9	0
	廃棄物の適正処理と排出者の マナー向上	一般廃棄物処理施設設置許可・浄化槽指導・市町村事業への支援	一廃課	0.98	1.07	1.15	1.25	0.93
		海岸漂着物対策推進事業	一廃課	0.74	0.11	0.1	0.1	0.1
		産業廃棄物対策	産廃課	1.35	1.25	1.20	1.15	1.16
		不適正処理撲滅・建物解体工事の現場指導・水際での不適正処理対策	産廃課	0.26	0.25	0.25	0.24	0.28
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策	産廃課	1.71	1.54	1.28	4.08	1.50
	健全で信頼される静脈ビジネスの 発展	健全な静脈ビジネスの発展	産廃課	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		スーパーエコタウン事業環境影響調査	計画課	0	0	0	0.14	0.58
	災害廃棄物対策	災害廃棄物対策	計画課	30.25	0	0	0.21	0.08
小計			35.51	5.30	5.46	10.33	6.40	
埋立処分			46.91	46.89	45.50	45.81	43.65	
施設整備費			7.75	62.94	74.50	40.66	47.89	
管理費(人件費・OA費等)他			2.21	2.15	2.45	2.16	1.95	
合計			92.38	117.28	127.91	98.96	99.89	

注:端数処理及び項目整理の関係上、合計額は必ずしも一致しない。

予算の実施形態

- 2018年度予算のうち、都が直接執行している事業、民間に業務委託(指定管理を含む)を行っている事業、監理団体に業務委託を行っている事業の主な内訳や金額は次のとおり。
(単位:万円)

政策	項目	事業費	直接執行		民間委託		監理団体委託	
			主な事業内容	金額	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
資源ロスの削減	食品ロス	12,546	補助費等	3,311	調査委託 等 キャンペーン 等	2,616 6,619		
	レジ袋	1,692	一般事務費	322	キャンペーン 等	1,371		
廃棄物の循環的利用の更なる促進	資源循環のしくみづくり	1,028	審議会の運営他	566	普及啓発に係る委託	462		
	「再生砕石」基準	1,099			評価委託	1,099		
	使用済物品の3R支援	930	一般事務費(報償費等)	40	調査委託	890		
資源循環・廃棄物対策 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	一般廃棄物処理施設設置許可・浄化槽指導・市町村事業への支援	9,348	許認可事務等	9,348				
	海岸漂着物	1,030	一般事務費	188	普及啓発に係る委託	842		
	産業廃棄物対策	11,562	許認可事務費等	7,085	処理実績報告集計等 経年変化実態調査等	3,543 935		
	不適正処理撲滅・建物解体工事	2,223	一般事務費(立入指導等)	2,223				
	PCB廃棄物対策	14,975	一般事務費(指導等)	7,806	検体分析 等 PCB使用実態調査	894 3,605	微量PCB油処理補助 高濃度PCB油収集・運搬補助	1,262 1,408
健全で信頼される静脈ビジネスの発展	健全な静脈ビジネス	500					講習会実施	500
	スーパーエコタウン環境影響調査	5,800			環境影響調査	5,800		
災害廃棄物対策	災害廃棄物対策	844	事務局経費等	122	研修等実施	722		
合計		63,577		31,011		29,398		3,170

注:端数処理及び項目整理の関係上、合計額は必ずしも一致しない。

第2章 都の取組の点検・評価

都の取組の体系

政策	目標	主要な施策項目
「持続可能な資源利用への転換」 「良好な都市環境の次世代への継承」	資源ロスの削減	1 資源ロスの削減 (1) 食品ロスの削減 (2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し (3) 紙資源のロスの削減 他 <div data-bbox="1406 239 1904 435" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 「チームもったいない」 Saving Food, Saving Materials, Saving Energy 消費者に「もったいない」意識の定着を目指し、その活動に取り組む企業等と連携。食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの見直しなどを 目指し、具体的な取組を展開 </div>
	「持続可能な調達」の普及	2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 (1) 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 (2) 持続可能な調達の普及促進
	循環的利用の推進と最終処分量の削減	3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） (1) 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり (2) 区市町村のリサイクルの取組促進 (3) 最終処分場の延命化 他
	適正かつ効率的な処理の推進	4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 (1) 有害廃棄物等の適正処理 (2) 区市町村への技術的支援の強化他
	災害廃棄物の処理体制	5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 (1) 第三者評価制度の普及促進 (2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信 他

目標

- 食品ロス半減を達成するための「食品ロス削減・東京方式」の確立
- レジ袋無償配布ゼロ
- 一般廃棄物の再生利用率 2020年度 27% 2030年度 37%
- 最終処分量 2020年度 2012年度比14%減(最終処分量3.7%)
2030年度 2012年度比25%減(最終処分量3.3%)

実績

- 「食品ロス削減パートナーシップ会議」を設置
- レジ袋削減に向けた意見交換会の設置
- 一般廃棄物の再生利用率 23%
(2015年度実績)
- 最終処分量 21%減(最終処分量3.8%)
(2015年度実績)

事業の全体像(取組の評価)

	施策項目	これまでの取組・評価
1 資源ロスの削減	食品ロスの削減	「食品ロス削減パートナーシップ会議」で流通業界における課題や対策を議論してきた。しかし、食品廃棄物は可燃ごみ中で未だ大きな比率を占めている。
	使い捨て型ライフスタイルの見直し	レジ袋削減に向けた意見交換会を開催しているが、具体的な取組には至っていない。
	紙資源のロスの削減	環境問題やリサイクルに対する意識の高揚により、回収率は81.3%までになっている。(2016年)
2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進	建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	2015年度に建設汚泥改良土の利用促進モデル事業を実施したが、発注者や受注者の認知度は依然として低く、廃棄物由来のマイナスイメージを払拭しきれていないなど課題がある。
	持続可能な調達の普及	東京都ではグリーン購入ガイド、環境物品等調達方針に準拠し、調達を行っている。
3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)	事業系廃棄物のリサイクルルールづくり	排出事業者によるリサイクルの取組により、オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進しているが、区市町村と連携し、さらなるリサイクルの推進が必要
	区市町村のリサイクルの取組促進	より一層の埋立処分量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分の現状や課題を区民に周知することにより、ごみの減量に資する行動を働きかけていくことが必要
	最終処分場の延命化	
4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	有害廃棄物等の適正処理	法令の改正等により水銀含有廃棄物を適正に処理する仕組みができた。
	区市町村への技術的支援の強化	区市町村によるリサイクルや適正処理の徹底が一層進むよう、分別収集の促進、リサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。
5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	第三者評価制度の普及促進	産業廃棄物の適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者の認定について、一定程度普及した。
	スーパーエコタウン事業に関する情報発信	スーパーエコタウンにおいて当初の計画通り、事業者による整備がされ、情報発信として行っている。見学会も順調に参加者が増加している。
6 災害廃棄物対策	災害廃棄物対策	2017年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定 今後、発災時における共通の組織体制を構築し、計画の実効性を高めるため、訓練や演習の実施、計画の見直しを随時実施



以下、上記網掛けされた事項について、分析していく。

第2章 都の取組の点検・評価

1 食品ロス

食品ロスの削減

食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点から重要な取組であるとともに、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点からも重要である。

世界の栄養不足人口約8億人
世界人口の9人に1人が栄養不足



日本国内で1年間に発生する食品ロス量
約646万トン
≒都民が1年間食べる量
2015年度推計値

都内における食品廃棄物の排出実態



食品ロスの発生要因となっている商慣習の見直しなどに取り組んでいくため
「食品ロス削減パートナーシップ会議」を設置
2012年度推計値

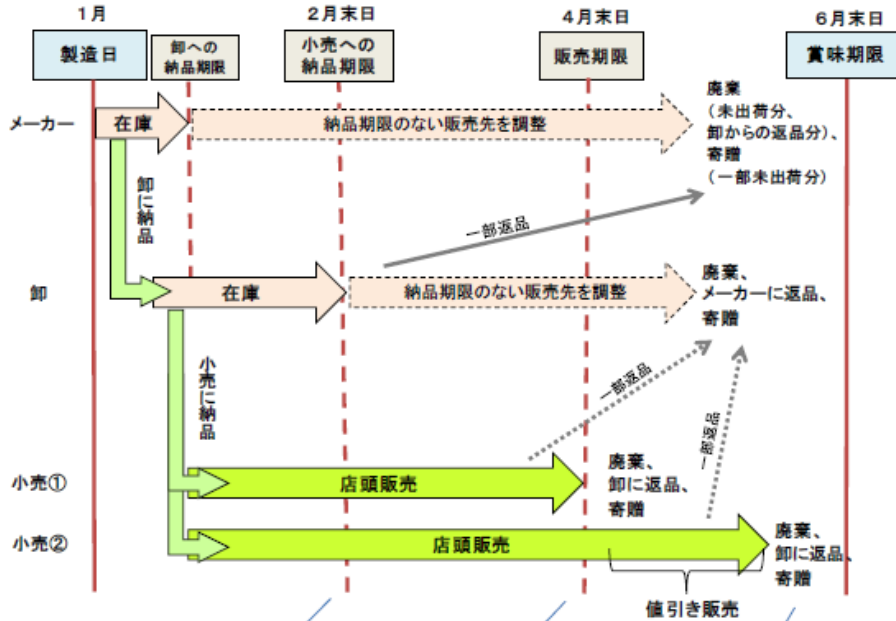
ライフスタイルの見直しを求める
キャンペーン展開

食品ロスの削減

食品ロス発生には、様々な要因がある。

1/3ルールと呼ばれる商慣習

「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習（賞味期間6か月、1月製造の食品の例）



納品期限：メーカーから卸に、卸から小売にそれぞれ納品できる期限
販売期限：小売の店頭で販売できる期限
賞味期限：その食品をおいしく食べられる期限

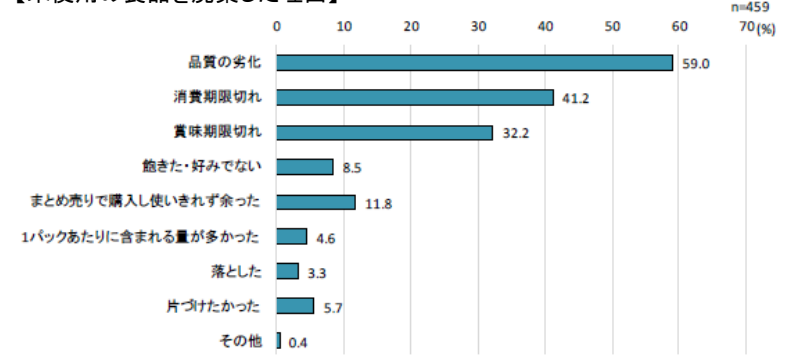
「3分の1ルール」とは、小売店がメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限を製造日から賞味期限での期間を概ね3等分して設定する商慣習のことを言う。

1/3ルールにより各期限において返品等が発生し、食品廃棄につながっているものと考えられる。

（出典）東京都食品ロス削減パートナーシップ会議資料

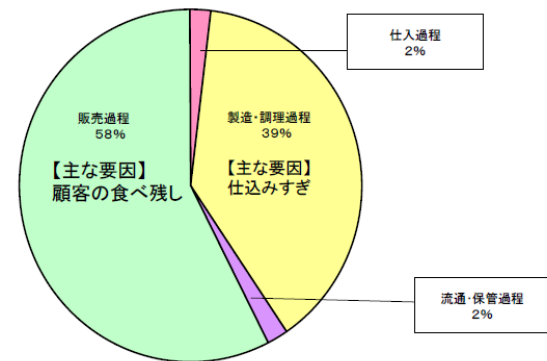
消費者の認識と消費行動

【未使用の食品を廃棄した理由】



品質の劣化や期限切れを理由として、家庭から未使用食品の廃棄が発生している。消費者への普及啓発を通し、食品ロス問題について認識してもらい、食品ロスを生じさせないように、消費行動の変革を促していくことが必要。（出典）東京都食品ロス削減パートナーシップ会議資料

外食産業における食べ残し・仕込みすぎ



外食産業の食品廃棄物の発生要因は、顧客の食べ残し(58%)、仕込みすぎ(39%)で全体の大部分を占めている。

（出典）平成13年「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」（農林水産省統計部作成）

食品ロスの削減

食品製造から卸売業、小売業までの各事業者団体、消費者団体、有識者が一堂に会し、協働で取り組んでいく場として、流通段階等で発生する食品ロスの削減策について検討する「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」を平成29年度に設置し、議論を行っている。

2017年度 開催実績

第1回 2017年 9月29日

食品ロスの削減策とその推進について

第2回 2017年11月20日

- サプライチェーンにおける課題について
- 食品ロス削減キャンペーンについて

第3回 2018年 3月28日

賞味期限の長い加工食品に関する今後の取組について

食品ロス削減に向けて協働して展開していく取組を策定予定

今後の課題

- これまで議論の対象としていない外食や日配品を追加し、食品ロス削減に向けた議論・検討していくことが必要
- 店頭キャンペーンなどの機会を通じ、パートナーシップ会議における具体的な協働を推進していくことが必要

氏名	所属(役職)
赤津 友弥	一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 日東燃料工業株式会社ベニースーパー 取締役
安東 遼子	特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO 事務局長
梅崎 信彦	全日本菓子協会 江崎グリコ株式会社 執行役員
柿野 成美	公益財団法人 消費者教育支援センター 総括主任研究員
金丸 治子	日本チェーンストア協会 イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 部長 執行理事 政策第三部 兼 広報部 統括部長
北村 成司	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 商品本部飲料・酒・加工食品シニアマーチャンダイザー
国友 千鶴	公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会 ビーアールコンビナート株式会社 代表取締役社長
黒川 徹雄	一般社団法人 日本加工食品卸協会 国分グループ本社株式会社 経営企画部 企画一課長
小林 富雄	愛知工業大学 経営学部経営学科 教授
清水 きよみ	公益社団法人 消費者関連専門家会議 事務局長
辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
田中 清	一般財団法人 食品産業センター 味の素株式会社 理事 生産戦略部
中田 雅史	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 専務理事
藤田 静江	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 監事
三田 謙二	コープデリ生活協同組合連合会 商品業務管理 統括部長
山田 博成	日本チェーンドラッグストア協会
横瀬 吾郎	一般社団法人 日本加工食品卸協会 三菱食品株式会社 加食事業本部 商品オフィス室長
渡辺 達朗	専修大学 商学部長

「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業 「Eco Buy」

先進的な取組を行う企業等と連携して、『「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業』として、以下の取組を実施した。

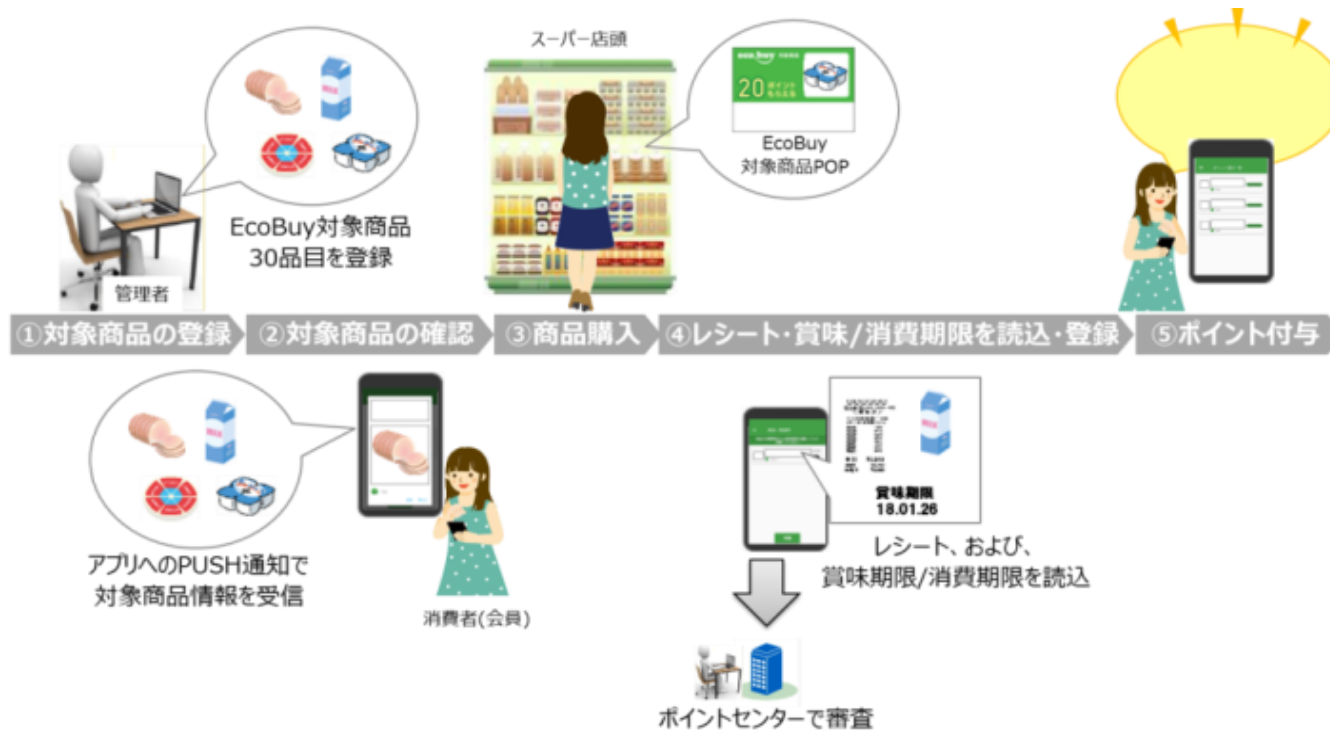
【提案者】NTTドコモ

【実施内容】

スマートフォンアプリを活用して、賞味期限が迫った食品を購入した消費者にポイントを付与することによって、食品ロスを減らす仕組みを構築

このサービスを実施するため、専用のスマホアプリ開発、ポイントセンターの開設、およびそれらの運用を行い、東京都内の一店舗において実証実験を実施

【利用実績】アプリダウンロード数906回 ポイント還元累計回数238回



31.2%の食品ロス削減効果が認められたが、店舗や対象となった品目が限られており、利用者アンケートにおいても「対象商品が増えるなら使いたい」「他のお店でも実施しているなら使いたい」などの意見がある。

東京都食品ロスもったいないフェスタ

食品ロスの削減に向けて、多くの都民に現状とその重要性、各団体や自治体などが取り組んでいる内容などを知ってもらい、具体的な行動を呼びかけることを目的に2018年3月、「東京都食品ロスもったいないフェスタ」を都内で開催した。当日は、30の団体等が出展し、多くの来場者にきていただき、400名以上の来場者からアンケートの回答をいただいた。

区分	団体名
製造業	★一般財団法人 食品産業センター
	★全日本菓子協会
	★一般社団法人 全国清涼飲料連合会
卸売業	山崎製パン(株)
	★日本加工食品卸協会
小売業	★日本チェーンストア協会
	★一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
生協	★コープデリ生活協同組合連合会
消費者	★公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	★NPO法人 TABLE FOR TWO
	NPO法人 持続可能な社会をつくる元気ネット
活動団体	国民生活産業・消費者団体連合会
	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
	NPO法人 フードバンクTAMA
フードバンク・こども食堂	八王子こども食堂
	NPO法人 シェア・マインド
	セカンドハーベスト・ジャパン Second Harvest Japan
モデル事業実施者	フードロスチャレンジプロジェクト
	(株)NTTドコモ
省庁	消費者庁
	農林水産省
	環境省
自治体	台東区
	荒川区
	葛飾区
	八王子市
	立川市
後援	国際連合食糧農業機関(FAO)駐日連絡事務所



参加者アンケートでは、自らできる協力として、値引商品を買う、手前から購入するなどを挙げた回答者が20%程度いるなど、消費者に対する広報に一定の効果があったが、取組が始まったばかりであり、今後も取組が必要

まとめ

可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点から、食品ロス対策を進めている。

現状の都の取組

1 「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」

- ・「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」で加工・流通事業者や消費者などを交えて、食品ロスの削減について議論を進めてきた。

2 都民に向けた普及啓発

- ・2017年度より普及啓発のためにキャンペーンを実施
- ・2018年3月に「東京都食品ロスもったいないフェスタ」を開催
- ・イベントの開催等により、都民に食品ロス問題に関して情報発信

3 先進的な取組を行う企業と連携した取組

- ・食品ロスの削減に寄与する先進的な取組を、「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業として、企業と連携し実施

4 食品ロスの発生量の把握

- ・2012年度に事業系食品廃棄物の排出実態等調査を行った。

評価・課題

- ・食品廃棄物は可燃ごみ中で未だ大きな割合を占めており、流通段階で発生する食品ロス対策だけでは取組は十分ではない。

- ・都民の消費行動を変革していくには、都民への更なる普及啓発の取組が必要

- ・食品ロス削減効果が認められたが、店舗や対象となった品目が限られていた。

- ・先進的な取組について、実証実験を行ったが、社会に根付かせていくことが必要

- ・前回調査は拡大推計したものであり、必ずしも実態を反映できていないため、政策効果等を明確にするために更なる調査が必要

第2章 都の取組の点検・評価

2 使い捨て型ライフスタイルの見直し

使い捨てプラスチック対策の推進

大量消費社会から持続可能な資源利用への移行は人類にとって差し迫った課題であり、先進国が主導し、身近なところから使い捨てを見直していく必要がある。

【これまでの都の取組】

- ・海ごみの発生抑制を訴える普及啓発(ショートムービー作成)
- ・区市町村と都との共同検討会(事業系3Rの推進)

海洋プラスチック憲章の概要(抜粋)

G7シャルルボワ・サミットで、日本・アメリカ以外の国が署名

われわれは、資源効率の高いプラスチック利用を目指して、以下の取組を進めることを誓約する。

1. 持続可能なデザイン・生産等
 - a. 2030年までに再使用・再生利用(代替手段のない場合には原燃料としての有効利用)が可能であるプラスチック100%を目指して、産業界と連携して取り組む。
 - b. 代替物への転換に伴う環境影響を考慮しつつ、必要のない使い捨てプラスチックを大幅に削減する。
 - c. 公共機関のグリーン購入により、廃棄物を削減し、再生プラスチック市場及びプラスチック代替品を支援する。
 - d. 2030年までに、適用可能な場合にはプラスチック製品中の再生プラスチックの配合率を50%以上に高めることを目指して、産業界と連携して取り組む。
2. 回収・処理等及びインフラ
 - a. 2030年までにプラスチック製包装のリサイクル・リユース55%以上、2040年までにすべてのプラスチックの有効利用100%を目指して、産業界及び地方政府等と連携して取り組む。
 - d. 国際的取組を加速し、廃棄物・下水道処理施設の整備や革新的ソリューション、などを通じて、海洋ごみの多い地域及び脆弱な地域に対する投資を促進する。
3. 持続可能なライフスタイル及び教育
 - a. プラスチックの海洋への流出を防止する対策を強化するとともに、プラスチック製品・包装の購入時に持続可能なものを選択できるよう表示の規格を強化する。
4. 調査、技術革新及び新技術
 - d. 環境に有害な影響を及ぼすことがないよう、革新的プラスチック材料・代替材料の開発及び適切な使用を指導する。
 - f. プラスチックの発生源や人・海への健康への影響等に関する調査研究に協働して取り組む。
5. 海岸における活動
 - a. 若者や適格なパートナーとともに海ごみキャンペーンを推進し、意識啓発、データ収集、海岸清掃に全世界的に取り組む。

都はこれまでも取組を行ってきたが、海洋プラスチック憲章など世界的にもプラスチック削減に向けた取組を進めていく潮流の中で、都としてもプラスチック対策を進めていく必要がある。

使い捨てプラスチック対策の推進

都は使い捨てプラスチック対策を進めていくにあたって、世論を喚起するための取組を始めるとともに、使い捨てプラスチック削減の仕組みづくりに向けて、東京都廃棄物審議会への諮問を行ったところである。

○「チームもったいない」を創設、取組の開始

- ・事業者・NGO等と連携しつつ、使い捨てプラスチック削減のモデル的取組やレジ袋削減キャンペーンを進め、世論を喚起していく。
- ・併せてアンケート調査を実施し、その結果をフィードバックしていく。
- ・都庁職員に対し、都庁内でのレジ袋等の使用抑制を徹底する。

○海ごみ発生抑制の普及啓発、街・河川・海岸等の清掃活動の強化

- ・NGO、区市町村、事業者等と連携した活動を進める。

○プラスチックストローに代わるアイデア募集

募集期間：2018年9月3日(月)から10月31日(水)まで

募集するアイデア：プラスチックストローを使用しないで済む方法(代替素材の提案等)

○都庁内店舗における紙ストローの試行について

実施期間：2018年10月1日(月)から10月31日(水)まで(※土・日・祝日を除く。)

実施店舗：第一本庁舎1階 UCC上島珈琲株式会社：HOKUTO、MINAMI

第二本庁舎2階 タリーズコーヒージャパン株式会社：都庁店

東京都廃棄物審議会への諮問

- ・廃棄物審議会に「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方」について諮問(2018年8月24日)

【諮問の趣旨(抜粋)】

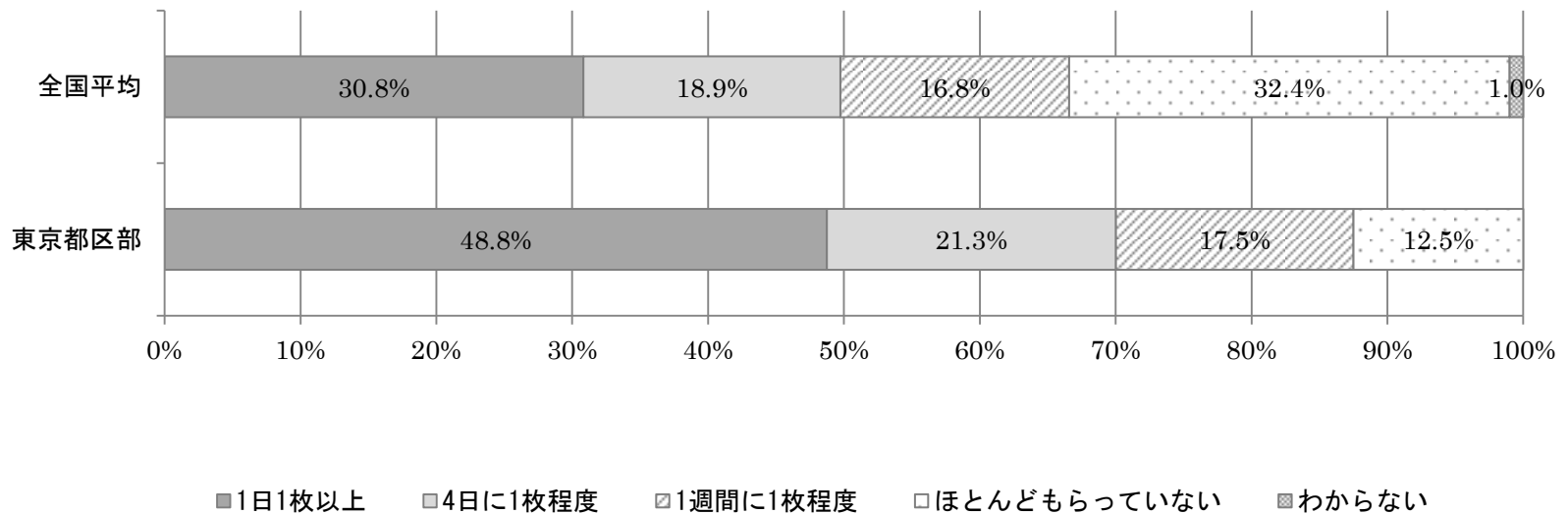
資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。パリ協定が掲げる今世紀後半に温室効果ガス実質ゼロを達成するには、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

とりわけプラスチックに関しては、海洋ごみが海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。については、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問する。

使い捨て型ライフスタイルの見直し レジ袋対策①

一部の大手スーパーが食料品売り場でレジ袋を自主的に有料化しているものの、その動きは広まっていない。東京都区部では、全国平均よりもレジ袋を多く使用している人の割合が高い。(図1)

図1 レジ袋利用枚数に関する調査結果



出典:循環型社会形成に関する世論調査(内閣府、2014)

使い捨て型ライフスタイルの見直し レジ袋対策②

レジ袋の削減対策として、海外事例を踏まえながら、規制を検討していくことも必要である。

	フランス	イギリス	サンフランシスコ市	ニューヨーク市・州	香港
対象のレジ袋	プラスチック製 厚さ0.05 mm未満	プラスチック製	プラスチック製		プラスチック製
規制の方法	有償・無償を問わず禁止	無償配布を禁止(5ペンスの有料化を義務づけ)	有償・無償を問わず禁止(生分解性プラスチックの袋、紙袋等には10セントの有料化を義務づけ)	2016年、NY市議会がレジ袋の無償配布を禁止(5セントの有料化を義務づけ)する条例を可決	無償配布を禁止(50セントの有料化を義務づけ)
対象となる販売事業者	すべて	従業員250人以上	すべて	↓ NY州議会が市独自の規制を禁ずる州法を可決、市条例は施行できず	すべて
施行日	2016年7月	2015年10月 ※2018年1月 メイ首相が対象を小規模事業者にも拡大する方針を発表。	2007年10月 →大型店 2012年10月 →食料品店以外すべて 2013年10月 →食品店を含むすべての小売店	↓ クオモ知事が設置したタスクフォースが2017年12月に報告書を公表。レジ袋規制の8つのオプションを提示したが、結論は出さず。	2009年7月 →スーパー・コンビニ等、3000店 2015年4月 →すべて(約10万店)
肉・魚などの扱い	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、紙または生分解性プラスチックの袋であれば提供可	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、有料化義務の対象外			肉・魚等の食品を直接包装する場合には、有料化義務の対象外

使い捨て型ライフスタイル レジ袋対策③

レジ袋は、使い捨て型ライフスタイルの象徴であり、流通・販売・消費段階で資源ロスを生まないために、その使用回避の取組が必要となっている。その取組を進めるにあたって、関係者と議論をする場として東京都ではレジ袋削減に向けた意見交換会を設置

2017年度 開催実績

第1回 2017年11月10日

第2回 2018年3月28日

○レジ袋の更なる削減方策について

- 1 消費者は、ライフスタイルの見直しが必要になるが、どう行動すべきか。
- 2 事業者は、これまでよりも一層レジ袋を削減していくためにどうすべきか。
- 3 行政は、レジ袋削減を推進するために、何をすべきか。

○レジ袋削減キャンペーンの内容等について

- 2018年度にキャンペーン等を展開
- 制度化に向けた検討

所属(役職)	氏名
一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会	日東燃料工業株式会社ベニースーパー 取締役 赤津 友弥
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会	常任顧問 辰巳 菊子
株式会社コモディイイダ(一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 会員)	店舗開発部用度課チームリーダー 三井 大助
日本生活協同組合連合会	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・CSR推進室 石井 正之
日本チェーンストア協会	執行理事 政策第三部 兼 広報部 統括部長 増田 充男
日本チェーンドラッグストア協会	株式会社トモズ 執行役員営業推進部分掌 渡瀬 康生
日本フランチャイズチェーン協会	環境委員会 委員長 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 企業行動推進室 環境部会長 西山 純生
容器包装の3Rを進める全国ネットワーク	副運営委員長 中井 八千代
慶應義塾大学経済学部	教授 細田 衛士
大正大学人間学部人間環境学科	准教授 岡山 朋子
練馬区	環境部長 古橋 千重子
多摩市	環境部資源循環推進担当課長 岩田 具嗣

使い捨て型ライフスタイル レジ袋対策④

レジ袋の削減に向けて、意見交換会で議論を進めてきた。レジ袋の削減については賛同しているものの、意見交換会において、以下のとおり課題や懸念も提示されている。

委員	意見
日本チェーンドラッグストア協会	<p>○ドラッグストア業界はどうしても大量窃盗の問題に非常に苦慮している。</p> <p>○マイバッグ推奨という形になると、特に化粧品や医薬品など高額で小さなものについて、窃盗、万引きがあった際に認知が難しい。</p>
日本フランチャイズチェーン協会	<p>○レジ袋だけの議論になるとレジ袋イコール○か×かという話になってしまいがちだが、トータルでこの問題を考えるべき。いくらレジ袋を削減しても、例えば遠くのスーパーまで車で買い物にいくと、CO2の影響が大きくなる。</p> <p>また、例えばある小売店でレジ袋を有料にしたところ、ロール状の半透明の袋の使用量が数倍に跳ね上がった。(マイバッグの中を汚したくないために必要以上を使用してしまう。)</p> <p>○コンビニエンスストアの特徴からいうと、普通は従業員がレジ袋に商品を詰めて、どうぞとお渡しする。では、マイバッグをもってきたときに、誰が袋詰めするのかということにもなり、お客さんのマイバッグに従業員が袋詰めするのはトラブルになりかねない。とはいえ、お客さんがご自身でマイバッグに商品を入れていただくとなると、レジでお待たせする時間が増えてしまうため、お店の設計から考え直す必要もある。</p>
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント	<p>○レジ袋はもらわないというのは意識の中では当たり前だけれども、そうは言いながらマイバッグを持たないとか、手早く買ったものを入れて渡されるなど結局もらわざるを得ないような形になっているのではないか。</p>
練馬区	<p>○ごみを出す時に、最近、世帯人数が少ないので、例えば45リットルのゴミ袋はなかなか現実的ではなく、レジ袋でごみを出される方が多い。45リットルの袋よりも3円のレジ袋の方が安いという消費者心理も大きい。</p>

業界ごとに事情が異なり、課題や懸念が存在している中で、条例化や協定などの規制の実施の有無やその方法について更なる検討を進めていくには、キャンペーンを通じて、都民のレジ袋削減に向けた気運を醸成していくことが重要

「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業

「2020年に向けたリユース食器、リユースカップの利用促進事業」

先進的な取組を行う企業等と連携した『「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業』の一環として、都と(一財)地球・人間環境フォーラムが、新たなスタイルのリユースカップ導入実証実験を行った。

【取組内容】

2018/12/24 ジャパンラグビートップリーグ2017-2018 第13節「サントリーサンゴリアス×東芝ブレイブルーパス」

- 生ビール用の容器(650ml、3,000個)及びその他アルコール飲料用の容器(450ml、1,200個)の2種類のリユースカップを紙コップの代わりに導入
- デPOSIT金を300円に設定
- リユースカップ持ち帰り率、オペレーション上の課題等を把握し、事業継続の観点からの収益性の検証を実施

【出てきた課題】

- 経済的に本仕組みが成り立つのは、1種類1万個以上リユースカップが使用されるような大規模なイベントであり、これより小さな規模のイベントではリユースカップの売り上げで得られる収益よりも、リユースカップの製造・洗浄・輸送費の負担が大きくなる。
- とくにリユースカップの製造費は、製造数が多くなればなるほど、単価が低くなることから、本仕組みは数万人が来場するような大規模なイベントでの導入が望ましい。



2020年に向けたリユース食器、リユースカップの利用促進事業報告書より作成

【参考】

使い捨てプラスチックに関するEU指令案(抜粋)(2018.5.28 欧州委員会)

消費量の大幅削減のために加盟各国が必要な対策を取らなければならない品目
ーファストフード等の食品容器、飲料カップ

まとめ

持続可能な資源利用を推進するために、再使用や長期使用を考慮した消費行動などを通じて、身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していく取組を進めている。

現状の都の取組

1 使い捨てプラスチック対策の推進

- ・海ごみ発生抑制の普及啓発を行っている。
- ・区市町村と都との共同検討会における事業系3Rのルールづくりに向けた検討を行っている。
- ・本年8月に、チーム「もったいない」を創設した。

2 レジ袋対策

使い捨て型ライフスタイルの象徴であるレジ袋の削減に向けて意見交換会で関係者と対策について検討を行った。

3 リユースカップの利用促進

イベントなどで多く使われる使い捨てカップの削減に向けてリユースカップ利用に関するモデル事業を行った。

評価・課題

- ・国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。
- ・チーム「もったいない」によるキャンペーン等を通じ世論を喚起していくことで、プラスチック削減に向けた共感を得ていく必要がある。
- ・レジ袋削減という目標については総じて賛同されているものの、業界によっては課題もあり、コンセンサスを得ていくことが必要
- ・リユースカップを利用するに当たって、イベントでの規模により採算がとれないことや、利用者に対する説明等オペレーションなどの課題があることもあり、広く利用されるに至っていない。

第2章 都の取組の点検・評価

3 建設工事におけるエコマテリアルの 利用促進

建設廃棄物の再生利用率・最終処分率

2012年度国土交通省調査によれば、関東圏で排出されている建設泥土（建設汚泥）は約330万トンであり、全国の過半を占めている。建設泥土は、見かけ上、残土との区別が付きにくいことから、残土と称して土地造成などに使われるなど、不透明な処理・リサイクルが行われていることが懸念されている。

○統計上では、全体的に建設廃棄物の再生利用率は向上している。（図1）

○ガラ陶くず、その他がれき、混合廃棄物の最終処分率が高い。（図2）

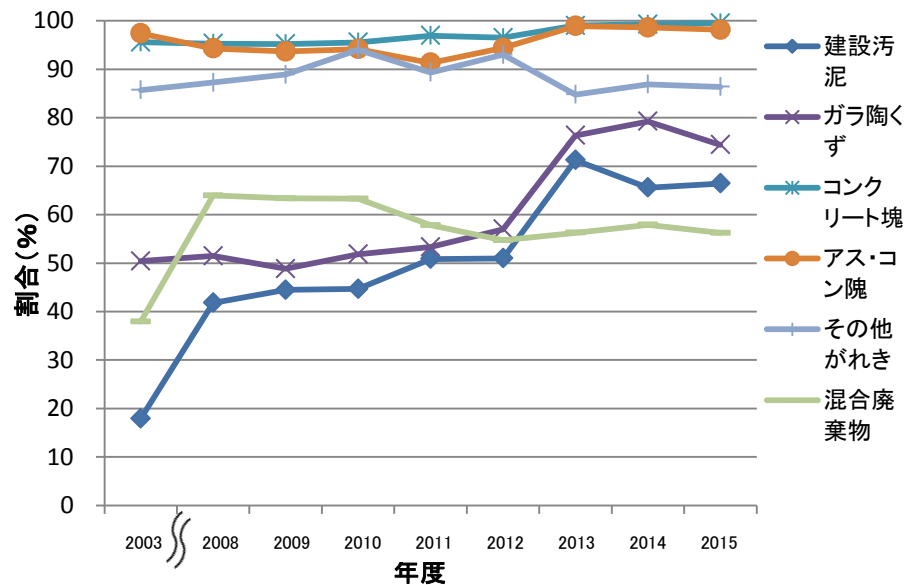


図1 都内における主な建設廃棄物の再生利用率の推移

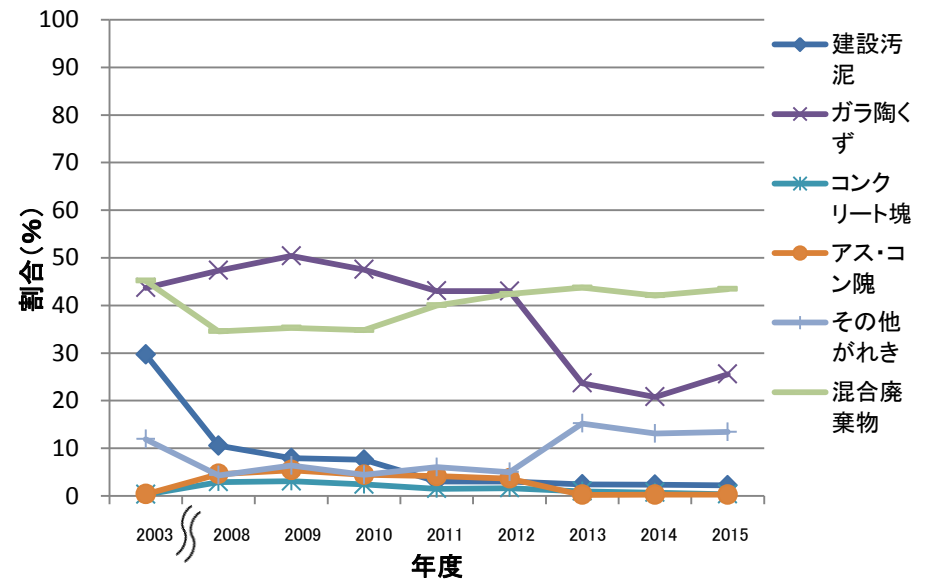
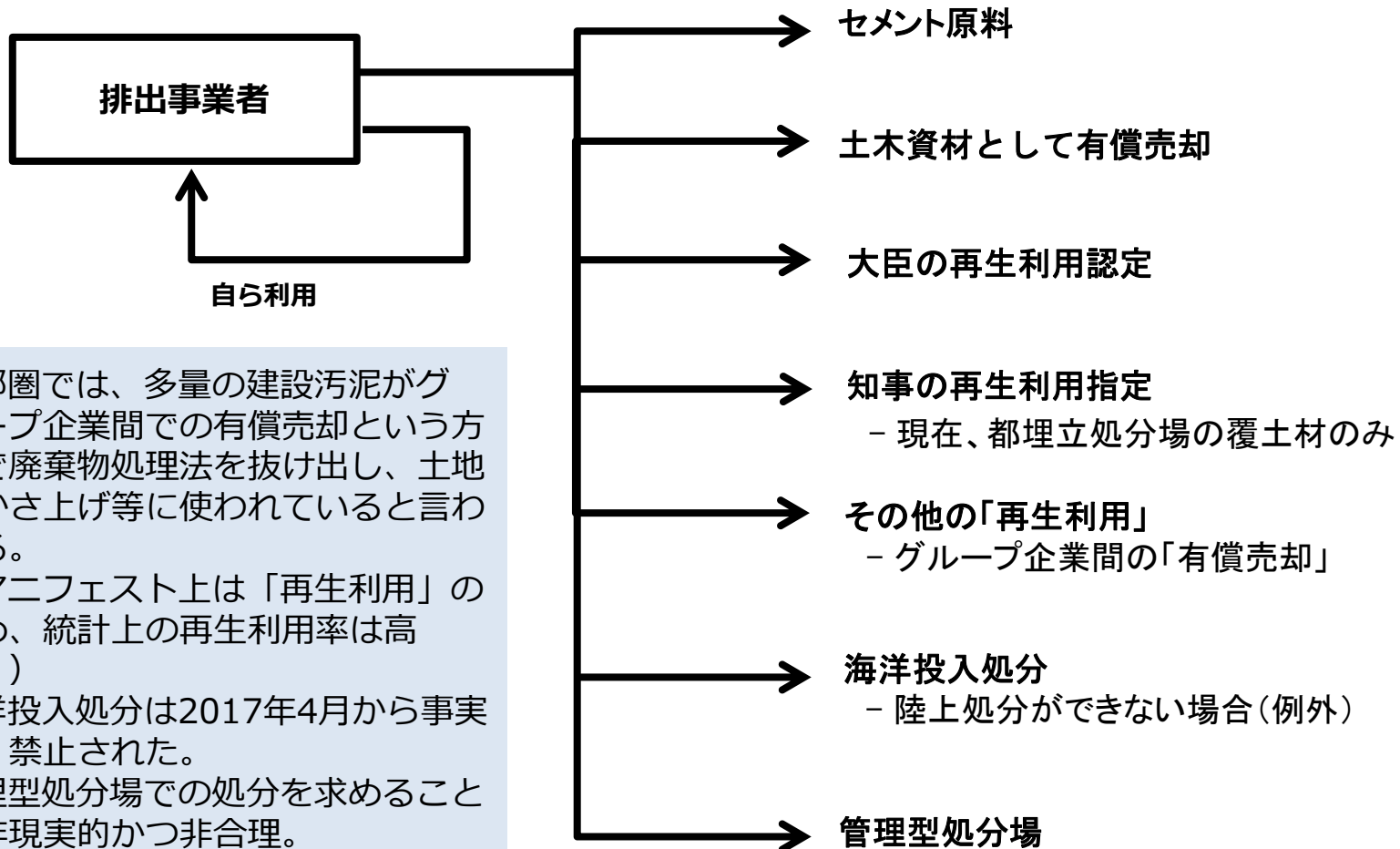


図2 主な建設廃棄物の最終処分率の推移

建設泥土について

建設泥土(国は「建設汚泥」という呼称を使用)

- シールド工法や杭基礎工事等から生じる、含水率が高く微細な粒子の多い泥状のもの。
- 泥状とは、ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態。(コーン指数で概ね200kN/m²以下、一軸圧縮強度で概ね50kN/m²以下)
- 廃棄物処理法の産業廃棄物「汚泥」に該当。汚染されているという意味ではない。

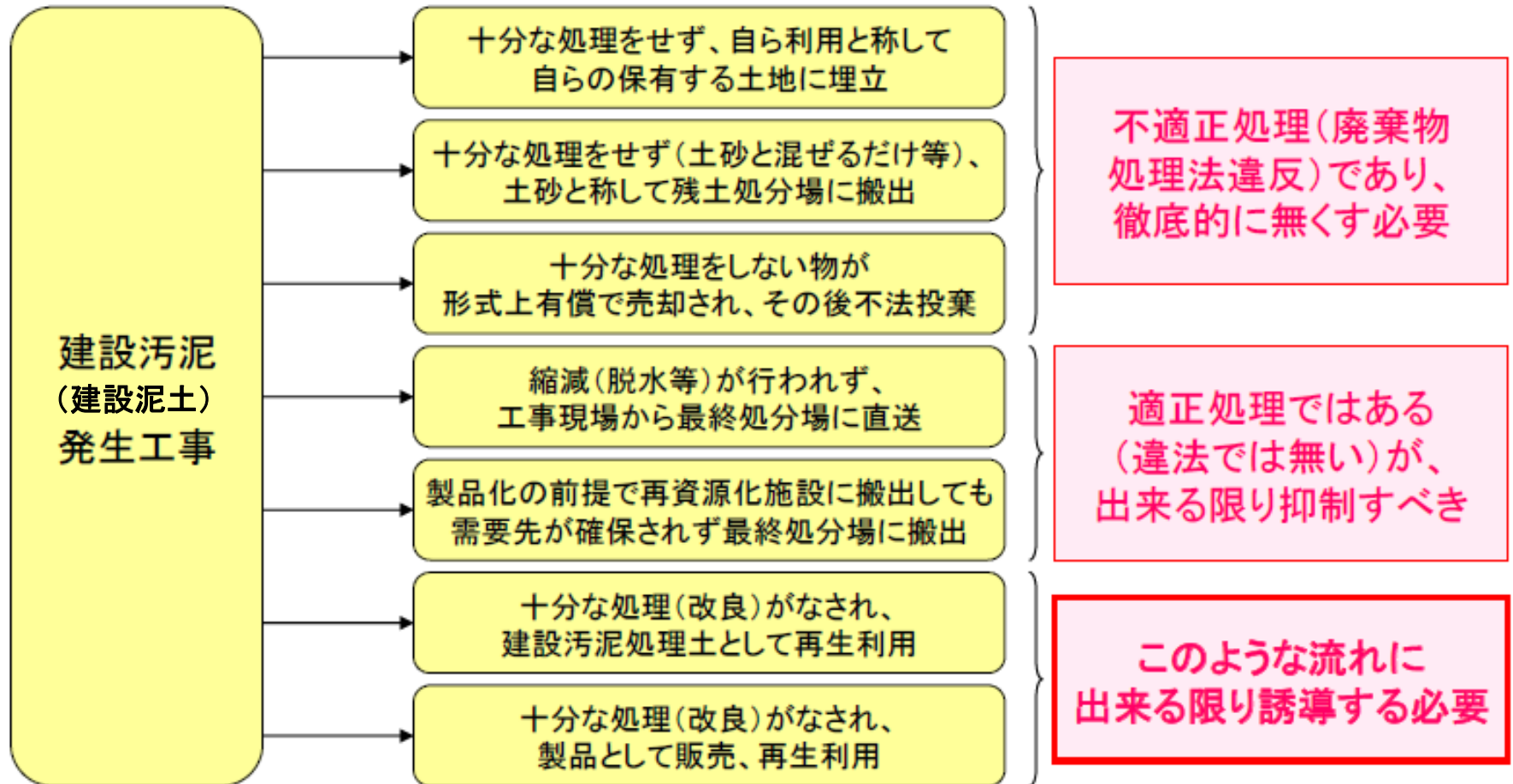


- ・首都圏では、多量の建設汚泥がグループ企業間での有償売却という方法で廃棄物処理法を抜け出し、土地のかさ上げ等に使われていると言われる。
(マニフェスト上は「再生利用」のため、統計上の再生利用率は高い。)
- ・海洋投入処分は2017年4月から事実上、禁止された。
- ・管理型処分場での処分を求めることは非現実的かつ非合理。

建設泥土(汚泥)の処理の流れ

統計上、再生利用や最終処分として整理される中でも、下図のような処理が行われているものも存在する。

広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取締りなどの規制に取り組むとともに、建設泥土が発生した後、十分な改良がなされて建設泥土処理土として再生利用、製品として販売される流れに乗せることが必要である。



モデル事業「建築工事における建設汚泥改良土の利用促進事業」

建設泥土改良土の普及促進を図るため、2015年度にモデル事業を実施した。

【提案者】 一般社団法人 日本建設業連合会

【実施内容】

①モデル現場を選定

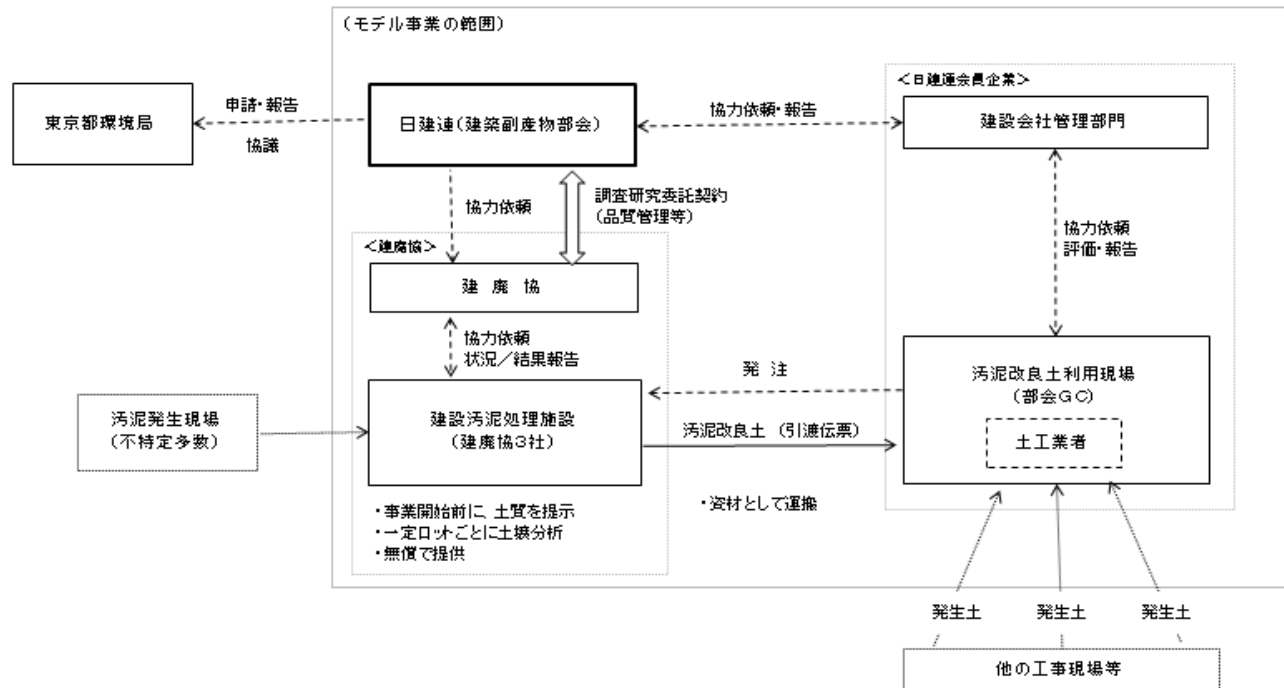
②建設廃棄物協同組合が協力、組合員の泥土中間処理会社3社が①のモデル現場に建設泥土改良土を無償提供

③モデル現場で、②の建設泥土改良土を資材として利用

【出てきた課題】

○マンションの新築工事においては、エンドユーザーであるマンション購入者が廃棄物由来のものが使用されていることを嫌うことを懸念し、利用しない方針を定めている発注者があった。

○建設泥土改良土の運搬費を受入側が負担感なく納入するためには、建設泥土改良土の品質が担保されていることを受入側に認識してもらうことが必要



まとめ

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、エコマテリアルの利用を拡大させていくための取組を進めている。

現状の都の取組

1 処理状況の把握・不適正処理の防止

- ・都内の産業廃棄物の排出量、処理量等を推計し、処理状況を把握することを目的として、産業廃棄物経年変化実態調査を実施している。
- ・不適正処理の未然防止等に係る自治体相互の情報交換や広域的な連携の強化を進めている。

2 利用拡大に向けた取組

- ・モデル事業において、建設泥土から製造した建設泥土改良土を無償で建築現場に提供するスキームを構築し、実証を行った。

評価・課題

- ・統計上は再生利用となっているが、必ずしも適正な処理が行われているとは言い難い例が存在する。

- ・建設泥土改良土は産業廃棄物由来という理由で発注者に敬遠されるなど、利用が進んでいない実態がある。

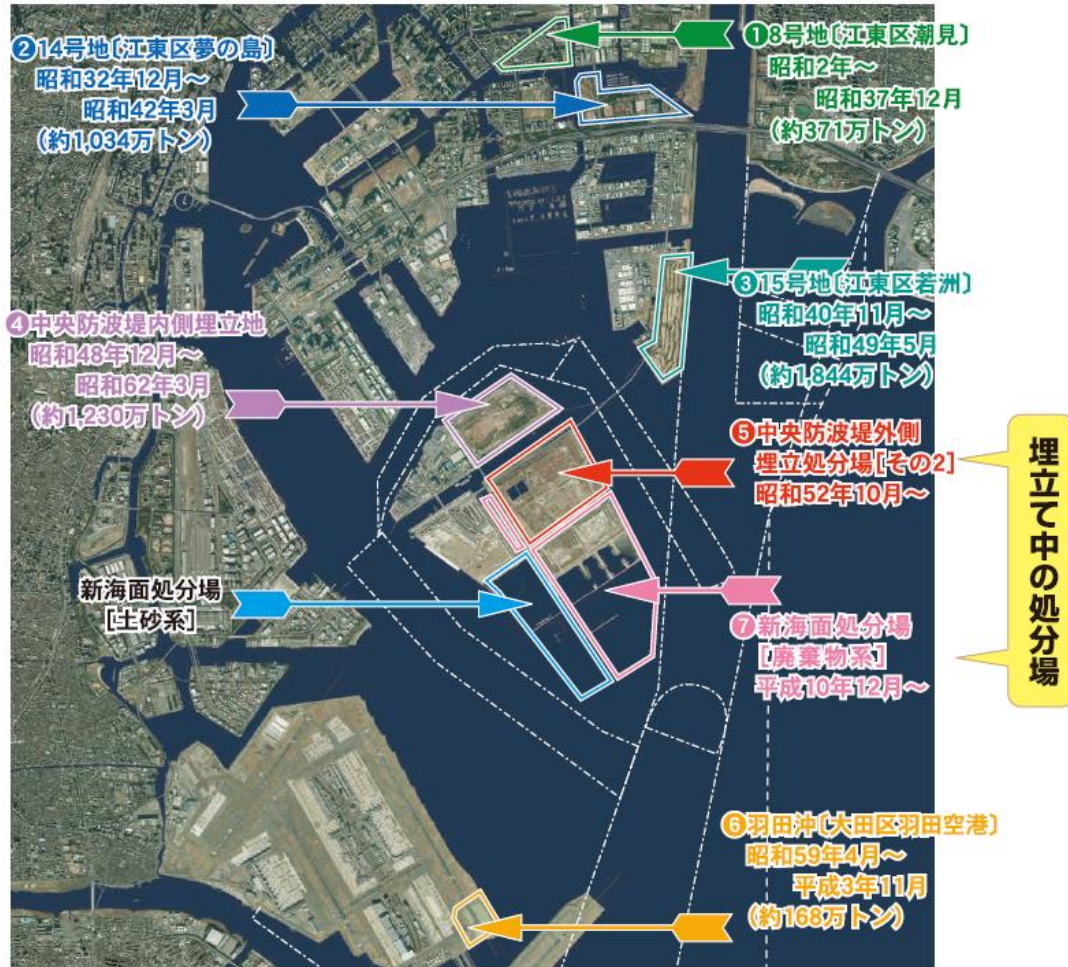
第2章 都の取組の点検・評価

4 リサイクルの推進・最終処分場の延命化

最終処分場の現状

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の埋立処分を行っているが、これが東京港内での最後の処分場である。(処分場の残余年数は試算では50年以上)

最後の最終処分場をできる限り長く使用していくため、更なるリサイクルの取組が必要である。



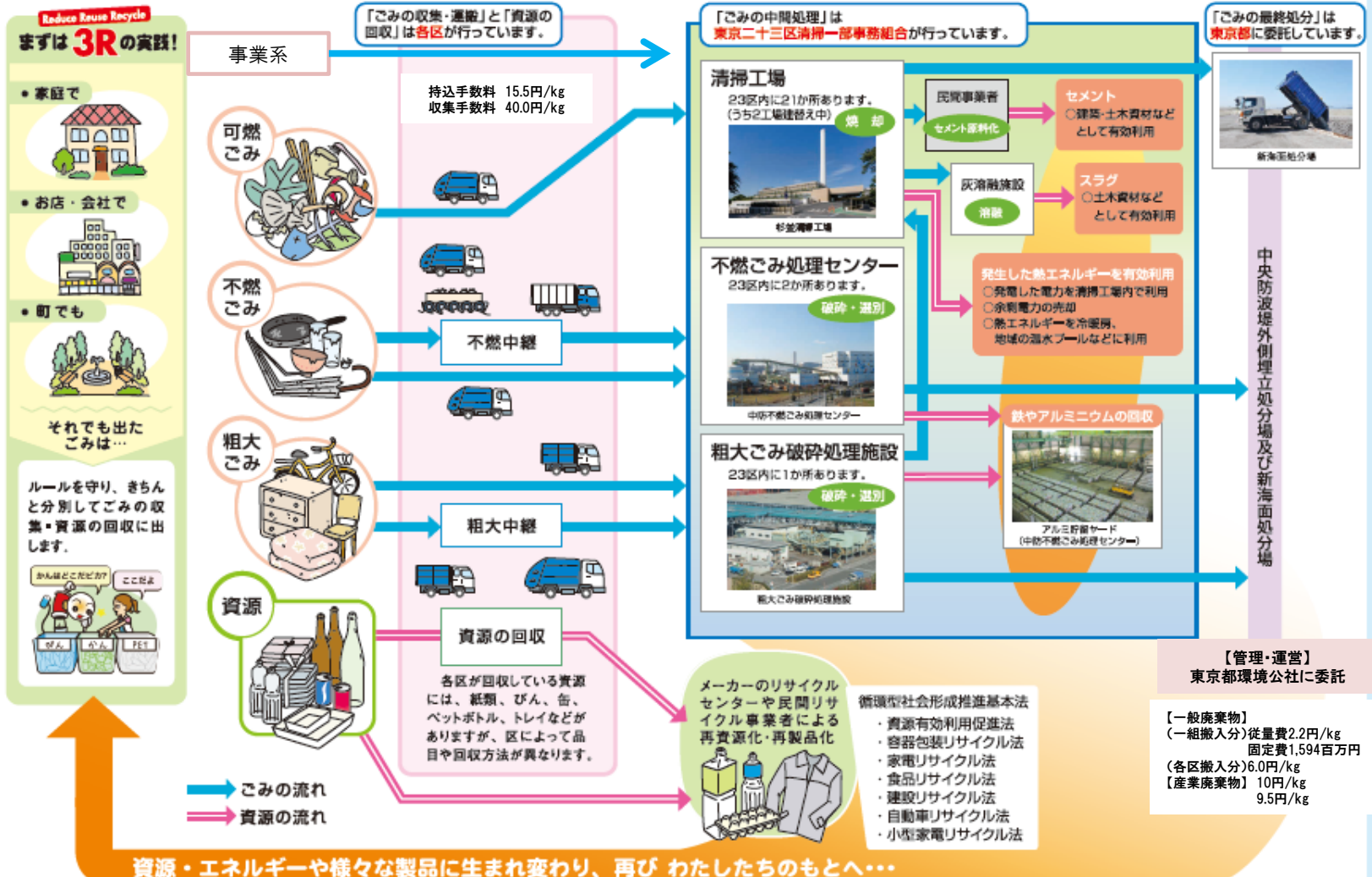
出典:(左)東京二十三区清掃一部事務組合 資料より
(右)東京都環境公社 HPより

一般廃棄物(23区)と資源のフロー

23区の廃棄物が排出されてから最終処分されるまで、「ごみの収集・運搬」と「資源の回収」は各区、「ごみの中間処理」は東京二十三区清掃一部事務組合、「ごみの最終処分」は区から委託を受けた東京都の三層構造となっている。なお、中央防波堤外側埋立地及び新海面処分場は東京都環境公社に委託して管理・運営している。

23区のごみと資源の流れ

※23区の清掃事業は、各区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京都が分担・連携して行っています。
※下の図はおおよその流れを示したものです。一部表示していない部分があります。(平成29年12月現在)

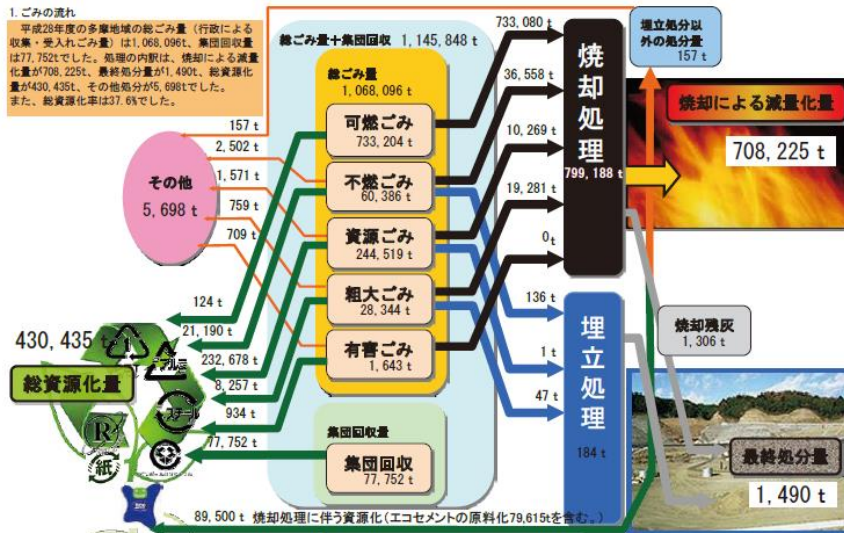


一般廃棄物(多摩地域)と資源のフロー

多摩地域では、主に25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合の設置し管理するニツ塚処分場で最終処分を行っている。

位置	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面積	用地面積約59.1ha 開発面積約33.3ha(埋立地18.4ha、管理施設等14.9ha) 残存緑地面積約25.8ha
埋立容量	全体埋立容量約370万立方メートル (廃棄物埋立容量約250万立方メートル、覆土容量約120万立方メートル)
埋立期間	1998年1月～2028年3月(予定)* *この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。
埋立進捗率(平成28年度現在)	44.7%(2016年度 年間進捗率0.1%未満)
建設工程	処分場の建設は、防災および環境保全、埋立覆土材の確保、財政負担の軽減等を考慮し、3期に分けて実施 第1期工事:1995年度～1998年度 第2期工事:2000年度～2002年度 埋立状況に応じて第3期工事を実施

多摩地域におけるごみの流れ



ニツ塚処分場施設全景



※なお、1市2町1村で構成する西秋川衛生組合が設置・管理する御前石最終処分場でも処分されている。

出典:東京たま広域資源循環組合HP及び多摩地域ごみ実態調査(平成28年度統計・公益財団法人東京市町村自治調査会)

区部でのごみ処理における 東京都・区・清掃一組の役割分担

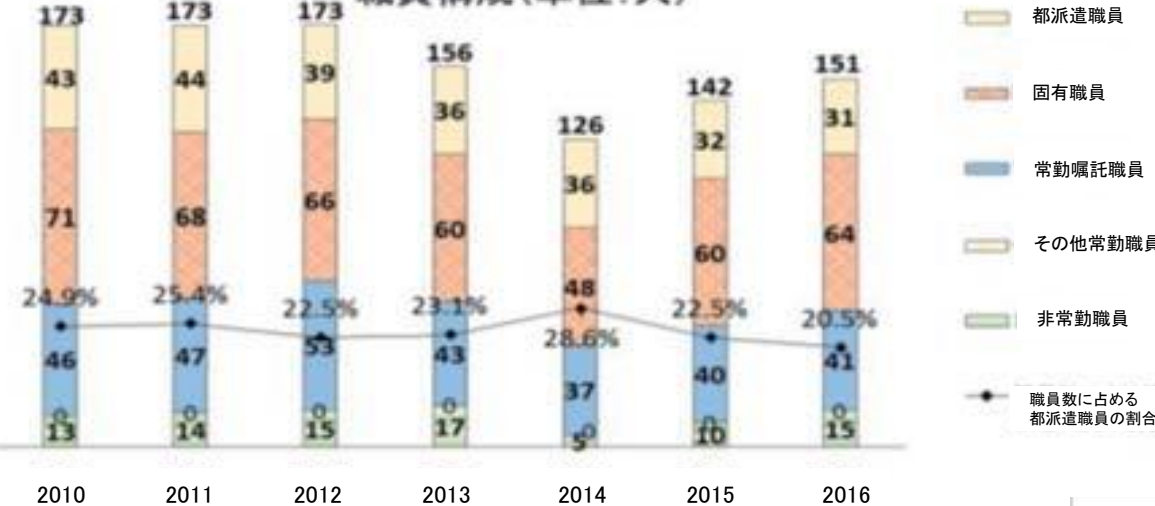
ごみ処理の流れの中で、東京都・区・清掃一組の役割分担の中で、最終処分場の設置・管理・運営について、東京都環境公社に委託して実施している。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">収集・運搬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中間処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">最終処分</div> </div>		
区	東京二十三区清掃一部事務組合	東京都
<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理計画の策定 ○ごみ、し尿の収集・運搬・中継 ○ごみの再利用、資源化の推進 ○分別収集計画の策定 ○一般廃棄物処理業の指導 ○浄化槽の設置の届出及び指導 <li style="text-align: right;">など 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理計画の策定 ○清掃工場などの整備・管理・運営 ○不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ○し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営 ○搬入調整 <li style="text-align: right;">など 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の策定 ○最終処分場の設置・管理・運営 →廃棄物処理施設管理事業について、(公財)東京都環境公社に委託 ○区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援 ○一般廃棄物処理施設の設置の許可・届出受理・指導 ○産業廃棄物に関する事務 <li style="text-align: right;">など

(公財)東京都環境公社 廃棄物処理施設管理事業

中央防波堤外側処分場における産業廃棄物の受入、指導、処理手数料の徴収及び廃棄物等の最終処分や、ごみ処理施設の建設・維持管理等に係る技術支援業務等について、東京都環境公社では以下の費用、職員構成で役割を担っている。(以下の図表には、廃棄物処理施設管理事業だけでなく、技術支援業務等も含まれている。)

廃棄物の適正処理及び処理技術の支援事業における
職員構成(単位:人)



○本事業は公社に委託して実施している。
当初はノウハウのある都職員を派遣し対応

○2014年度以降、固有職員の新規採用を例年実施しており、本事業を所管する各部署への配置により固有職員は増加傾向にあり、公社としてノウハウの蓄積が進んでいる。

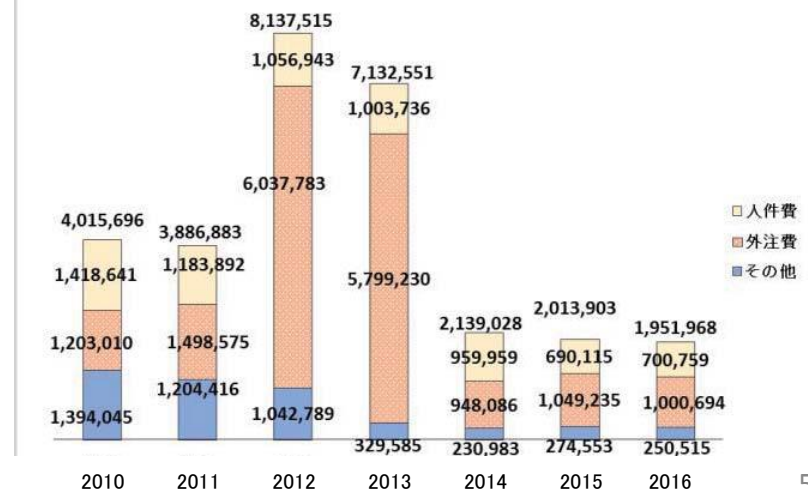
○なお、2014年度の職員数31名減少は、「災害廃棄物受入事業」及び「城南島エコプラント事業」の完了が主な要因

○ごみの最終処分量の減少に伴い、費用は逡減している。

○なお、2012年度から2013年度の費用が増加したのは、「災害廃棄物受入処理等の支援事業」を行ったことが要因

○また、2014年度に「人件費を除く費用」が4,949,746千円減少しているのは、「災害廃棄物受入処理等の支援事業」を終了し、「城南島エコプラント産業廃棄物中間処理事業」を完了したことが要因

廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業における
費用(単位:千円)



23区における資源ごみ収集の一覧

一般廃棄物の最終処分量の大部分は区部から排出されており、区部でのリサイクルの取組が重要となっている中、その区部においては資源ごみ収集(分別回収・拠点回収・集団回収)が行われているが、区ごとに取組が異なっている。

No.	区市町村名	紙類				織 雑類	金属類			ガラス類					プラスチック類			その他 【分別回収】	その他 【拠点回収】	その他 【集団回収】
		紙パック	新聞紙	雑誌	段ボール		紙類・その他	缶・混合	缶・スチール	缶・アルミ	金属類・その他	びん・混合	びん・色別	びん・ワンウェイ	びん・リターナブル	ガラス類・その他	ペットボトル			
1	千代田区	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○		廃食用油、小型家電		
2	中央区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		廃食用油、小型家電		
3	港区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		使用済み小型家電、廃食用油		
4	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		乾電池・スプレー缶・カセットボンベ	乾電池・小型電子機器	
5	文京区	○	○	○	○	○	○	○	○	○								蛍光管・乾電池・水銀使用計器類・小型金属・インクカートリッジ		
6	台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		ビデオテープ類、廃食用油、インクカートリッジ、小型家電	P箱	
7	墨田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○								乾電池・廃食用油・小型家電		
8	江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		小型家電、乾電池と蛍光管についてはH28.12月末に終了	ビールケース	
9	品川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			割れていない蛍光管・乾電池・水銀体温計・血圧計・小型家電・廃食用油・不用園芸土	小型家電		
10	目黒区	○	○	○	○	○	○		○						○	○		小型家電		
11	大田区	○	○	○	○	○	○		○						○	○		発泡スチロール、スプレー缶・カセットボンベ	廃食用油、小型家電	
12	世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		廃食用油		
13	渋谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			カセットボンベ・スプレー缶	廃食用油、小型家電、古着・ふとん、自転車	
14	中野区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		一次乾電池、小型家電、廃食用油		
15	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		小型家電15品目、インクカートリッジ		
16	豊島区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		乾電池、蛍光灯、廃食用油、小型家電		
17	北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		廃食用油、インクカートリッジ		
18	荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		小型家電(携帯電話等9品目)、インクカートリッジ、中型家電(概ね50cm以下のもの)		
19	板橋区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		ボトル容器		
20	練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		乾電池、廃食用油、小型家電、蛍光管		
21	足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				
22	葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		小型家電、インクカートリッジ、蛍光管、乾電池	ビールケース、ペットボトル	
23	江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○				
	区部地域計	23	23	23	23	23	23	17	20	10	23	1	10	20	2	23	11	14		

多摩地域における資源ごみ収集の一覧

多摩地域における資源ごみ収集(分別回収・拠点回収・集団回収)についても、市町村ごとに取組が異なっている。

No.	区市町村名	紙類				織 維類	金属類			ガラス類				プラスチック類			その他 【分別回収】	その他 【拠点回収】	その他 【集団回収】
		紙 バック	新聞紙	雑誌	段 ボール		紙 類・その他	缶 ・混合	缶 ・スチール	缶 ・アルミ	金 属類・その他	び ん・混合	び ん・色別	び ん・リ ターナ ブル	ガ ラ ス 類・その他	ベ ッ ト ボ ト ル			
24	八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
25	立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定枝	使用済小型家電		
26	武蔵野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定枝木、葉、草	廃食用油		
27	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	びん・缶一括収集	使用済小型家電のボックス回収		
28	青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	使用済小型家電、トレイは白色トレイのみ			
29	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定枝	廃食用油、はがき		
30	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スプレー缶、カセットボンベ		一升瓶用ブラケース、廃乾電池、古ビン、カレット	
31	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
32	町田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		小型家電、インクカートリッジ		
33	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	乾燥生ごみ、スプレー缶、剪定枝	ペットボトルキャップ、くつ・かばん類		
34	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スプレー缶、ガスカートリッジ缶、ライター	使用済小型家電		
35	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小型家電、金属類			
36	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スプレー缶、カセットボンベは使い切ったものを、缶ごみとして収集	使用済小型家電		
37	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	せん定枝	陶磁器・金物・小型家電・雑品(靴・		
38	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定枝、葉、草			
39	福生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
40	狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
41	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			蛍光管、乾電池、水銀体温	
42	清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
43	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
44	武蔵村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			廃食用油、雑品(靴、かばん、ペ	
45	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小型家電・金属類	白色トレイ		
46	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定枝・家庭用インクカート	廃食用油		
47	羽村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	硬質プラスチック			
48	あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	西東京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小型家電、廃食用油、剪定枝、雑品(帽子・かばん・ベルト・ぬいぐるみ・羽	インクカートリッジ		
50	瑞穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		使用済小型家電		
51	日の出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	白色トレイ、使用済小型電子機器		ビールケース	
52	檜原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
53	奥多摩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小型電子機器類			
	多摩地域 計	30	30	30	30	29	29	29	19	25	19	28	2	9	17	3	30	14	19

23区と多摩地域の廃棄物処理の現状

区部と多摩地域での最終処分量に違いがでているが(P14)、家庭ごみの有料化の取組について23区と多摩地域の間で異なっており、それが住民のリサイクルへの意識に影響しているとも考えられる。

	23区	多摩地域
収集運搬・中間処理	収集運搬は区が実施している。可燃ごみ・不燃ごみの中間処理については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、共同処理	収集運搬は主に市町村で実施している。多くの市町村において清掃工場の管理運営を一部事務組合に委託して共同処理
最終処分	可燃ごみの焼却灰や中間処理後の不燃ごみなどの最終処分については、都が特別区から委託を受けて、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分	全市町村において、単独又は共同で実施 25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が設置・管理する二ツ塚処分場や1市2町1村で構成する西秋川衛生組合が設置・管理する御前石処分場等
再生利用率	17.6% (2016年)	37.6% (2016年)
ごみ処理有料化	○家庭ごみについては処理手数料は無料 事業系ごみは有料 (例) 有料ごみ処理券貼付(事業系ごみ) 69円/10ℓ 138円/20ℓ 310円/45ℓ 483円/70ℓ	○多くの市町で家庭ごみ有料 処理費用の一部をごみ袋に上乘せする方式 30市町村のうち25市町が実施 有料化実施率83% (例) 40リットルごみ袋 立川市 80円/1枚 三鷹市 75円/1枚 町田市 64円/1枚
有料化の効果・課題	【有料化の効果】 ○分別・リサイクル意識が住民に醸成される。 ○排出量の多い住民と少ない住民の間で、費用負担の不公平感が緩和される。 【有料化の課題】 ○分別やリサイクルを徹底した上で有料化しなければ住民同意が得にくいいため、導入には一定の時間をかける必要がある。そうしなければ不法投棄が増加する懸念がある。 (出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き(2007年6月 環境省)	

事業系廃棄物

日本の首都であり、商業ビルやオフィスビルなどの業務系ビル、小売業や飲食業などの事業所が集中している東京都では、多くの事業系廃棄物が発生している。

家庭ごみが区市町村の定める分別区分により収集されているのに対して、事業系廃棄物は分別ルールが確立されておらず、排出者が低廉な処理を求める傾向にあることから、資源化が進んでいない。とりわけ、1回の排出量が少なく、保管場所も狭小な中小規模事業所においては、分別排出の徹底が課題である。

都と区市町村との共同検討会

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会において、事業系廃棄物に係る3Rの現状及び課題を共有し、業界団体との意見交換を実施。

望ましい処理

事業系廃棄物の排出の現状を把握する取組のひとつとして、2015年度に以下の取組をモデル事業として実施した。

【事業名】

廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現モデル事業

【内容】

計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

○参加事業者のビル、店舗等に計量管理システム(写真)を導入するとともに、廃棄物組成調査を実施した。

○排出事業者が自らの廃棄物の性状や量などを把握することで、排出事業者の意識の向上を図ることができた。



今後の課題

コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の3Rのルールづくりが必要

まとめ

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使うため、区市町村や事業者による更なるリサイクルを進めていくことで、埋立処分量を削減する。

現状の都の取組

評価・課題

1 一般廃棄物のリサイクル促進

2000年4月1日の清掃事業の区移管後、各区の特性を活かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開しており、都は技術的支援を行っている。

・容器包装リサイクルなど、区市町村の取組は、異なっている部分がある。

2 事業系廃棄物のリサイクル促進

オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の排出事業者によるリサイクルを推進しており、都は区と共同で一層のリサイクルの取組について検討を行っている。

・中小事業所においても分別が十分行われるためのルール作りや運用を行い、区市町村と連携し、さらなるリサイクルの推進が必要。

3 最終処分場の延命化

・中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた一般廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている（管理・運営については（公財）東京都環境公社に委託して実施している。）。

・さらなる埋立処分量の削減が必要。

第3章 今後の取組

1 課題のまとめ

4 課題整理シート「資源循環・廃棄物対策」

	対象	評価・課題	取組の方向性	今後の取組
持続可能な資源利用への転換	食品ロスの削減	<p>「食品ロス削減パートナーシップ会議」で流通業界における課題や対策を議論 未だ食品廃棄物は可燃ごみ中で大きな比率を占めているとともに、流通業界の取組だけでは解決が困難</p>	<p>パートナーシップ会議で外食業界等と食品ロス削減の取組について議論していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減の取組について東京方式を策定 ○都民向けキャンペーン展開・イベント等への出展などによる広報を展開 ○「チームもったいない」によるキャンペーンの実施 ○必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅な削減を促す仕組みづくりに向けた議論 ○レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成 ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施 ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施 ○大規模イベントなどでリユースカップ利用の取組実施
	使い捨て型ライフスタイルの見直し	<p>使い捨てプラスチックの削減は、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。</p>	<p>都民の意識向上に向けて食品ロス削減に向けた取組に関する普及啓発を展開</p>	
		<p>レジ袋の削減に向けた意見交換会を通じて、総じて賛同されているものの、業界によっては課題もあり、コンセンサスを得ていくことが必要</p>	<p>使い捨てプラスチックの削減に向けた世論喚起と、仕組みづくりの検討</p>	
		<p>大規模イベントなどにおいてリユースカップを利用するモデル事業ではオペレーション等に課題があった。</p>	<p>区市町村等や業界等と連携して、レジ袋の無償配布ゼロを目指す。</p> <p>企業等と連携して使い捨ての容器の削減とともに、リユース食器の使用等を推進</p>	
良好な都市環境の次世代への継承	建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	<p>持続可能な調達を促進し、エコマテリアルの利用を拡大させていくことが課題 とりわけ、今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれている。</p>	<p>建設泥土の再生利用を更に促進していくため、関係者と連携して、建設泥土改良土が建設資材として利用されることを促していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利用の促進 ・工事発注部署への働きかけ ○リサイクルの推進 ・小型家電リサイクルの推進 ・焼却灰のセメント原料化の促進 等
	リサイクルの推進・最終処分場の延命化	<p>埋立処分に依存しないようリサイクル率を高めていくことが課題 とりわけ、23区は都が管理する最終処分場が最後の処分場であることから埋立処分量を削減し、できる限り長期間使用することが必要</p>	<p>ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものがあることから、区市町村の更なる資源化の検討を促進していく。</p>	

第3章 今後の取組

2 取組の方向性

食品ロスの削減

2030年までに食品ロスを半減させることを目指し、食品ロスパートナーシップ会議において事業者での取組を議論していくとともに、普及啓発キャンペーンを展開し、消費行動の変革を促していく。

東京方式の確立及び普及啓発の展開

現状の都の取組	評価・課題	今後の取組
<ul style="list-style-type: none">・ 「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」で加工・流通事業者や消費者などを交えて、食品ロスの削減について議論を進めてきた。・ イベントの開催等により、都民に食品ロス問題に関して情報発信・ 先進的な取組を行う企業と連携して、食品ロス削減に資する取組を実証実験・ 2012年度に事業系食品廃棄物の排出実態等調査を行った。	<ul style="list-style-type: none">・ 食品廃棄物は可燃ごみ中で未だ大きな割合を占めており、流通段階で発生する食品ロス対策だけでは取組は十分ではない。・ 都民の消費行動を変革していくには、都民への更なる普及啓発の取組が必要・ 先進的な取組について、実証実験を行ったが、社会に根付かせていくことが必要・ 前回調査は拡大推計したものであるため、必ずしも実態を反映できていないため、政策効果等を明確にするために更なる調査が必要	<ul style="list-style-type: none">○ 食品ロス削減に向けた東京方式の確立 ※1 外食産業等を交えて、食品ロス削減に向けて議論し、2030年までに食品ロス半減を目指す。○ キャンペーンの展開 ※2 都民・消費者向けのイベント出展などによる普及啓発キャンペーンを展開し、都民の消費行動の変革を促していく。○ モデル事業の検証 モデル事業の検証を行った上で、具体化について検討していく。○ 食品ロスに係る調査 環境科学研究所と連携して、食品ロスの排出実態や政策効果を明確にするため、調査を進めていく。

使い捨て型ライフスタイルの見直し

区市町村や業界等と連携して、「もったいない」をライフスタイルに定着させる第一歩として、レジ袋の無償配布ゼロを目指し、キャンペーンの展開等により、気運を醸成していくとともに、リユースカップの利用についても促進していく。

使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた取組

現状の都の取組

- ・海ごみ発生抑制の普及啓発を行っている。
- ・区市町村と都との共同検討会において事業系3Rのルールづくりに向けた検討を行っている。
- ・本年8月に「チームもったいない」を創設した。
- ・使い捨て型ライフスタイルの象徴であるレジ袋の削減に向けて意見交換会で関係者と対策について検討を行った。
- ・イベントなどで多く使われる使い捨てカップの削減に向けてリユースカップ利用に関するモデル事業を行った。

評価・課題

- ・「チームもったいない」によるキャンペーン等を通じ世論を喚起していくことで、プラスチック削減に向けた共感を得ていく必要
- ・レジ袋削減という目標については総じて賛同されているものの、業界によっては課題もあり、コンセンサスを得ていくことが必要
- ・リユースカップを利用するにあたって、イベントでの規模により採算がとれないことや、知らない利用者に対する説明等オペレーションなどの課題があることもあり、広く利用されるに至っていない。

今後の取組

- **使い捨てプラスチック対策の推進**
 - ・都民意識の向上につながるキャンペーンの実施 ※3
 - ・必要性の低い、使い捨てプラスチックの大幅な削減を促す仕組みづくりに向けた議論
- **無償配布ゼロに向けた気運の醸成(レジ袋)**
 - ・事業者・区市町村との意見交換 ※4
 - ・ビルのオーナーと連携した実証実験を実施 ※5
 - ・販売事業者と連携したキャンペーンを実施 ※6
- **大規模イベントなどでリユースカップ利用の取組**
 - ・経済的に採算がとれる規模以上のイベントでリユースカップの利用を定着

「食品ロスの削減」「使い捨て型ライフスタイルの見直し」の 取組詳細



「チームもったいない」(2018年8月創設)

消費者に「もったいない」意識の定着を目指し、その活動に取り組む企業等と連携
食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの見直しなどを目指し、具体的な取組を展開

	食品ロスの削減	使い捨て型ライフスタイルの見直し (使い捨て型プラスチックの削減)
各主体と 協働した取組	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都食品ロス削減パートナーシップ会議における事業者・消費者等を交えた検討 ※1 ・加工食品に加え、外食も対象にして議論を深めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都庁内店舗における紙ストローの試行(2018年度実施) ※3 ○レジ袋削減に向けた事業者・区市町村との意見交換会の実施 ※4 ○オフィスビル内のコンビニでレジ袋削減を働きかける実証実験(今後実施) ※5
広報 キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ○都民・消費者向けのイベント出展などによる普及啓発キャンペーンの展開 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチックストローに代わるアイデア募集(2018年度実施) ※3 ○販売事業者と連携した店頭でのレジ袋削減キャンペーン ※6

建設工事におけるエコマテリアルの利用促進

建設泥土が発生した後、不適正処理を防止しつつ、十分な改良を行った上で、建設汚泥改良土として再生利用していくことを促進していく。

建設泥土改良土の利用促進

現状の都の取組

- ・ 不適正処理の取締りなど規制に取り組んでいる。
- ・ モデル事業において、建設泥土から製造した建設泥土改良土を無償で建築現場に提供するスキームを構築し、実証を行った。

評価・課題

- ・ 統計上は再生利用となっているが、必ずしも適正な処理が行われているとは言い難い例が存在する。
- ・ 建設泥土改良土は産業廃棄物由来という理由で発注者に敬遠されるなど、利用が進んでいない実態がある。

今後の取組

- **都関連工事における利用促進**
適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階での規制緩和を検討するとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促していく。
- **工事間利用の推進**
建設泥土改良土に対する認知度を高めることで、広域的な工事間利用を推進していく。

リサイクルの推進・最終処分場の延命化

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使うため、区市町村や事業者による更なるリサイクルを進めていくことで、埋立処分量を削減する。

区市町村等によるリサイクルの促進

現状の都の取組

- ・ 2000年4月1日の清掃事業の区移管後、各区の特性を活かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開しており、都は技術的支援を行っている。
- ・ オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の排出事業者によるリサイクルを推進しており、都は区と共同で一層のリサイクルの取組について検討を行っている。
- ・ 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、埋立処分を行っている。

評価・課題

- ・ 容器包装リサイクルの取組は、区市町村ごとに異なっている部分がある。
- ・ 中小事業所においても分別が十分行われるためのルール作りや運用を行い、区市町村と連携し、さらなるリサイクルの推進が必要。
- ・ さらなる埋立処分量の削減が必要。

今後の取組

- **リサイクルの取組支援**
区市町村による容器包装リサイクルや小型家電リサイクルなどリサイクルの取組を支援していく。
- **オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進**
区市町村と連携し、現場実態に十分配慮したルール案を検討の上、合意を図っていく。
- **焼却灰のリサイクル促進**
一般廃棄物の焼却灰のセメント原料化を推進し、エコセメントを使用したコンクリート製品等の利用促進を行っていく。

食品ロスの削減



使い捨て型ライフスタイルの見直し



今後の取組の方向性に基づき、
「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していく。

建設工事におけるエコマテリアルの利用促進



Saving Food, Saving Materials



參考資料

【参考】「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業一覧

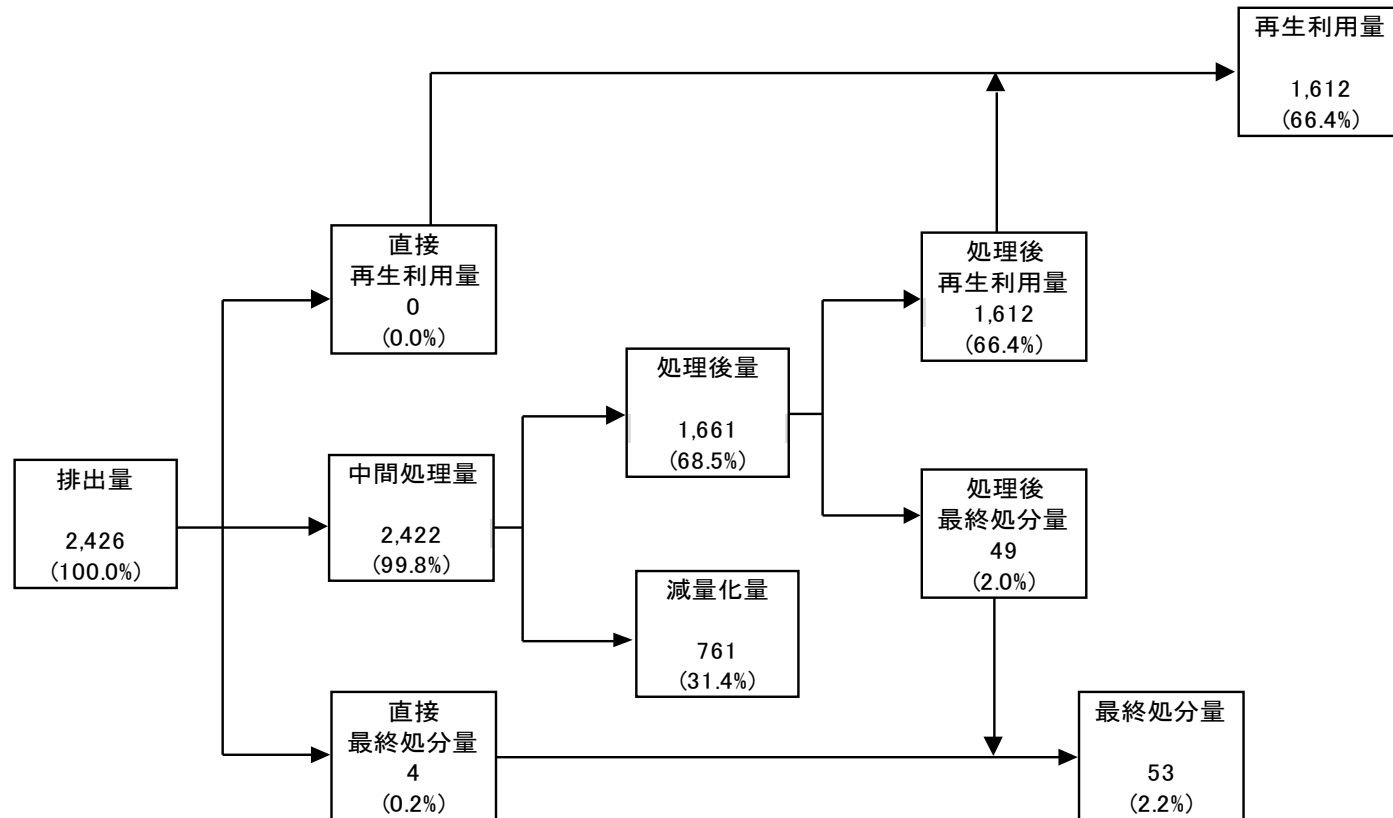
資源循環施策を推進するため、先進的な取組を行う企業等と連携して、『「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業』を実施

年度	事業の名称	提案者
2015	「食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業」	フードロス・チャレンジ・プロジェクト
	「建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業」	鹿島建設(株)
	「建築工事における建設汚泥改良土の利用促進事業」	(一社)日本建設業連合会
	「「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業」	日本環境設計(株)
	「宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収」	リネットジャパン(株)
	「廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の構築」	(公財)Save Earth Foundation
2016	「ふくのわプロジェクト～古着の回収でパラスポーツを応援！～」を通じた資源の効率的な回収方法の確立」	(株)産業経済新聞社
	「防災備蓄食品を物流センターを利用して減量・リサイクルし、食品ロス削減に寄与する事業」	(一社)食品ロス・リポーンセンター
	「環境負荷低減と経済性向上のためのITを駆使した次世代型廃棄物資源物流網の構築」	白井グループ(株)
	「サンプル品・不良品・端材等を活用するデザインループの構築事業」	(株)サティスファクトリー
	「イベントの3R対策と循環型街づくりの意識啓発事業」	レコテック(株)
	「東京都スーパーエコタウン連携における残渣物広域資源化プロジェクト」	成友興業(株)
2017	「EcoBuy」	(株)NTTドコモ
	「福祉現場に食品を寄贈するリデュースモデルの構築」	東京システム運輸ホールディングス(株)
	「2020年に向けたリユース食器、リユースカップの利用促進事業」	(一財)地球・人間環境フォーラム
	「東京都における衣類のリユース循環サイクルの構築を目指して」	(株)産業経済新聞社
	「TOKYO CORK PROJECT」	(株)GOOD DEAL COMPANY
	「事業系一産廃の利便性と即応性を高める中小事業者向けの受付センターの構築」	エコスタッフ・ジャパン(株)

都内における建設泥土処理・処分フロー

都内工事における排出量2,426千トンのうち、2,422千トンが中間処理されており、1,661千トンに減量化されている。そのうち1,612千トンが再生利用され、49千トンが最終処分されている。

その結果、排出量に対して66.4%の1,612千トンが再生利用され、2.2%の53千トンが最終処分されている。統計上は多くが再生利用されている。



(単位: 千t)

【参考】（公財）東京都環境公社 事業一覧

東京都環境局の監理団体である東京都環境公社は、自主事業として取り組んでいる事業、東京都が委託している事業、指定事業など東京都と連携して各種事業を展開している。

自主事業	<p>【産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業】 経営力の向上をめざす産業廃棄物処理業者のために、公社に登録されている中小企業診断士を支援対象事業者の事業所に派遣し、経営力を「優良性基準適合認定制度」による認定を受けることのできる水準まで引き上げるための経営改善指導・助言を行っている。</p>
委託事業	<p>【廃棄物処理施設管理事業】 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬入される廃棄物の受入及び指導業務や、廃棄物の引き均し作業、中間覆土作業、搬入路造成作業、最終覆土作業などの埋立処分事業を行っている。</p> <p>【産業廃棄物関連講習会】 産業廃棄物処理業者の方を対象に、廃棄物処理法や委託契約、マニフェスト等の産業廃棄物の適正処理の基礎知識と実務を学び、現場や実務担当者のスキルアップなどを図る内容の講習会を開催している。</p>
指定事業	<p>【優良性基準適合認定事業】 東京都知事から「第三者評価機関」に指定し、産業廃棄物の「適正処理」「資源化」及び「環境に与える負荷の少ない取組」を行っている産業廃棄物処理業者を、公社が厳正かつ公正に審査し、法の遵守状況に関する「遵法性」、事業運営に関する「安定性」、環境に配慮した「先進的な取組」について評価した優良性基準適合事業者を認定している。</p> <p>【浄化槽法定検査事業】 東京都知事から浄化槽法の法定検査機関としての指定を受け、都民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、浄化槽法の第7条及び第11条に基づく法定検査を行っている。</p>
調査研究	<p>【都市ごみ焼却灰の循環利用に関する研究】 都市ごみ焼却灰をセメント原料化するにあたって、阻害成分となる塩素、銅、鉛等を効率的に除去するために分離回収する研究を行っている。</p> <p>【食品ロスに関する研究】 食品ロスの排出実態や施策効果を明確にするため、食品ロスの排出実態を定量的かつ的確に把握できる調査手法を確立する。</p>

【参考】 優良性基準適合認定事業

東京都環境公社は廃棄物の適正処理等事業のほかにも、都知事から指定された第三者評価機関として公平・中立に優良性基準に適合する事業者を認定し、「健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展」、「優良な処理業者の育成と適正処理の推進」、「排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供」に向け、産業廃棄物の適正処理及び循環型社会形成の一翼を担っている。

優良性基準適合認定制度

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度

【産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル】

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に対応し、2つの基準に適合した業者を認定

- 1.産廃エキスパート(第一種評価基準適合業者)
業界のトップランナー的業者
- 2.産廃プロフェッショナル(第二種評価基準適合業者)
業界の中核的役割を担う優良業者

【公社による審査】

東京都知事から指定された第三者評価機関である(公財)東京都環境公社が、書面審査を実施している。

書面審査終了後、廃棄物行政に豊富な経験と知見を持つ評価員が優良認定取得希望事業者を訪問し、直接現地において廃棄物の処理や管理体制等の状況について審査している。

その結果に基づき外部の専門委員による評価委員会を開催し、公平・公正に評価基準への適合の可否を判定している。



廃棄物処理に関する蓄積してきた知識・ノウハウを活用しながら、東京都の環境行政に貢献している。

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会

一般廃棄物の処理責任は区市町村であるものの、リサイクルなどの取組を一層推進していくため、都と区市町村との共同検討会において連携して取り組むべき資源循環施策について検討を行っている。2016年3月には「中間のまとめ」を策定し、これまでの検討状況と今後の展開の方向性をまとめている。

1 東京2020大会を見据えた、

(1) リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり

＜これまでの検討状況＞・イベントでのリユースカップ等の促進を図るためのガイドラインづくりに向けた検討や先進事例の勉強

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・検討ワーキンググループの立上げ（ガイドラインの検討・作成等）

(2) 街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり

＜これまでの検討状況＞・「街の美化」対策に取り組む意義の確認や公衆用ごみ容器の状況に関する情報共有

・環境省の統一分別ラベル導入検討事業へ検討会委員として参画

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・「街の美化」対策の推進と環境省の統一分別ラベル導入検討事業への参画継続

2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組

(1) 事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり

＜これまでの検討状況＞・事業系廃棄物のなかで「更なるリサイクルが可能と考えられる品目」と今後の取組の方向性等の検討

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・関係者間での認識共有の促進（関係事業者団体との意見交換等）

・検討ワーキンググループの立上げ（東京にふさわしい事業系廃棄物の3Rに関するルールづくり）

(2) 更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組

＜これまでの検討状況＞・「更なるリサイクルが可能な資源品目」と取組案や課題等についての認識共有（例）雑紙・古布・古着等

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・先行事例の共有や共同広報の推進等（取組案の更なる検討を含む。）

3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）

＜これまでの検討状況＞・「食べられるにもかかわらず捨てられる食べ物」の発生を減らすために必要な取組案の検討等

（例）買い溜めしすぎない・買い物前の在庫確認、冷蔵庫に余っている食材を利用した調理の推進 等

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・食品ロス対策に関する共同キャンペーンの実施等（取組案の更なる検討を含む。）

4 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）

＜これまでの検討状況＞・都内自治体等による連携した取組の重要性に関する認識共有とレジ袋削減対策の課題等の検討

（例）都内のすべての自治体が連携して取り組んでいくことの重要性 等

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・使い捨て型ライフスタイルの見直しに関する共同した共同広報の実施等

・都内で使い捨て型ライフスタイル見直しに取り組んでいくためのネットワーク構築と取組の推進

5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

＜これまでの検討状況＞・超高齢化・人口減社会の到来を見据え、今後更なる検討が必要と考えられる取組案を検討

（例）不用品回収・遺品整理対策、いわゆるごみ屋敷対策（福祉部門との連携も含む。） 等

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・検討ワーキンググループの立上げ（グッドプラクティスの共有や望ましい取組の方向性の検討等）

■ 区部における埋立処分量の更なる削減

＜これまでの検討状況＞・埋立処分場の現状・課題への認識共有と埋立処分量削減にむけて必要な取組の検討（収集・中間処理段階）

＜今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）＞・区民への共同広報、都の埋立方針の明確化や区の取組の更なる推進、大幅な延命化のための仕組みの検討